

午前10時2分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において17番 島原正嗣君、18番 上山 忠君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、代表質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、18番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

18番（上山 忠君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、新進市民連合を代表いたしまして、平成12年度の市政運営方針について、通告に従いお尋ねいたします。

まず、住環境の整備についてお聞きします。

市長のスローガンでもあられる「水・緑・夢あふれる生活創造都市」を実現させるためにも、住環境の整備は不可欠だと考えています。現代社会は車社会と言われるほど、今や自動車の存在は私たちの日常生活には欠かせません。その便利さの反面、排気ガスによる大気汚染などの環境問題は深刻であります。先ほどの尼崎公害訴訟の判決でもディーゼル車による排気ガスによる大気汚染が指摘されました。また、東京都はディーゼル車NO作戦を進められようとしております。

大気中の浮遊粒子物質（SPM）の発生源としてディーゼルエンジンの排気ガスが指摘されています。だれかがやるからの考え方から脱皮し、国民つまり市民一人一人が考えるべきではないでしょうか。そのためにも行政が率先して行動を起こすことがより重要だと考えます。今回の天然ガス自動車の導入も評価できる施策だと思っています。今後も順次低公害車への更新を強く要望いたしますのであります。

次に、ごみ問題についてお尋ねします。

20世紀、我が国は目覚ましい経済成長の中で

飛躍的な発展を遂げてまいりました。物質面では豊かな社会を築いてきましたが、しかしながら、快適な社会を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄という都市文明のあり方がもたらした多くの問題に早急な対策が求められ、その結果、循環型社会への移行が早急に求められています。焼却から資源としての再利用、リサイクルへの転換がより求められています。

我が泉南市は、行政の努力により他市に先駆けて分別収集のルートを確立させ、廃棄物を資源として再利用されています。この4月からは段ボールなどの紙製容器とペットボトル以外のプラスチック容器や包装材が対象となる、回収ルートもそれぞれ示され、市民の協力をお願いされてるところです。市民の協力を得てより一層の再資源化を要望いたします。

また、家庭から出る生ごみについては、大半が焼却処分されています。平均的な世帯で1日約700グラムの生ごみが出るとされています。年間になると250キログラムの生ごみが処分されています。このたび、再資源化のため生ごみ処理機の購入補助については、単年度でなく継続されることを強く要望いたします。

また、飲料製品のデポジット制についてお尋ねいたします。自民党は、循環型社会基本法案を取りまとめ、関係部会長会議で報告、承認されたとの報道で、缶、瓶類のデポジット制の導入については、原案は「国が講じる措置」と明記したが、最終的には「調査、研究する」と大幅に後退した形になったとされていますが、ごみ行政をつかさどる市長としてはどのように考えておられるのか、お示し願います。

泉南市特有の山と海の自然環境を生かした、人と自然が共生可能なまちづくりが必要ではないか、そのためには市民総参加のもとに森林資源の育成、また人工的な海岸と自然が残る海岸線の整備育成が必要ではないだろうか。市内の至るところで最近住宅のミニ開発がよく目につきます。まちづくりの観点から見たとき、秩序ある開発になっているのか、お聞きしたい。

また、下水道の整備については、巨額の費用を投じて整備が行われていますが、普及率が30%

近くになり順調な伸びを示している」と述べられていますが、面整備が完了した地域でのつなぎ込みはどの程度になっているのか。また、公共施設のつなぎ込みはどの程度まで進んでいるのか、お示してください。

学校教育では、まずその学校施設の環境を変えることが必要ではないでしょうか。現状の校舎を見たとき、勉強できる環境にあるとは言えないところが多数見受けられます。時代の変化、環境の変化の中で子供たちは育っていきます。我々大人は、これらの子供たちに最低限勉強できる環境を整備してやる義務があるのではないのでしょうか。我が泉南市には、先達たちが残してくれた貴重な文化遺産が至るところに散在しています。生涯学習の一環としてこれらの成り立ちを子供たちに教える人たち、つまりボランティアガイド制度について作り、拡充される考えはありませんでしょうか。

市民の健康づくりについてお尋ねします。世の中は治療から予防へと転換しています。その中で行政として市民を対象としたセット検診が行われ、病気の早期発見に努められていますが、受診率が頭打ちになっているように感じます。さらなるPRを要望いたします。

不幸にして病気にかかったとき、身近なところで見てもらえるところが公的医療機関、つまり市民病院だと思えますが、公的医療機関のない泉南市として済生会泉南病院が公的医療機関の位置づけにあります。このたびりんくうタウンに移転されますが、市民の要望とは若干かけ離れていますが、泉州地域に多い循環器関係の高度医療検査機関として充実できるよう、さらなる働きかけを要望いたします。

次に、国民健康保険事業についてお尋ねします。

市税と国保税の滞納が改善されないまま現在に至っています。国保税については、不足額が生じると一般会計からの繰り出しを行い、被保険者の負担軽減を図ると述べられていますが、負担の公平、税の公平性からという問題があるのではないのでしょうか。滞納分の穴埋めをだれが負担するのか、組合健保、政管健保の市民はなぜ国保で赤字が出たからといい二重に負担させられるのか。滞

納があり、国保事業が成り立ちませんので一般会計からでは、善良な納税者は納得されるのでしょうか。

来月からは介護保険制度が始まります。2号被保険者は現行の健康保険料に上乘せして保険料を支払わなくてはなりません、今まで以上に滞納がふえるのでは。この問題にどのようにされるのか、お示してください。

また、我々が天命を全うし、最後に行政にお世話になるところが火葬場だと思います。泉南市には今、樽井と西信達の2カ所に市営の火葬場がありますが、施設の老朽化で、市民の中からはあんなところでは焼いてほしくない、何とかならないかとの要望が強い。泉南聖苑基本計画（案）が平成10年3月に示されたが、市民の方は火葬場だけでももっと早くできることを望んでいますが、計画はどのようになっているのか、お示してください。

また、商工業の振興策についてお尋ねいたします。

構造改革により地場産業である繊維産業の衰退、消費者ニーズをつかみ切れない地元商店を育成するための施策、展望が見えません。もっと元気な商工業、商店街を形成すべきではないのでしょうか。我が市の発展の命運を担っているりんくうタウンへの企業誘致はどのようになっているのか、魅力ある誘致策がとれていますか。また、中部ポンプ場周辺での海の駅的商業施設の計画についても、PFIで公募し実施するとのことですが、どの程度まで進んでいますか。

次に、情報公開条例も4月から実施されます。条例づくりにかかわった一員としては喜ばしい限りです。情報公開は、行政がいかに市民に対してサービスを提供しているか、自信を持って発表できる場でもあると思います。今までは行政が守秘義務があるとして行政情報を隠していたから、市民からは本当に市民サイドに立った行政がなされているか疑心暗鬼になっていたのではないのでしょうか。行政情報を公開することにより、市民と行政がより近づけるのでは。市民参加のまちづくりに欠かせないことです。公平、公正、透明性を確立させて市民に信頼される行政を行っていただき

たい。

次に、行財政改革についてお聞きいたします。

平成9年度から11年度までの3カ年の実施計画で経常収支比率102%を10%減の92%にするのが目標ではなかったのでしょうか。今できることからしようとして、出を抑え、入りをふやす対策をとられてきましたが、結果として平成9年度は103.5%、平成10年度は104.4%、平成11年度は、予測値ではあるが101.4%となっています。目標とその結果についてどのように感じておられますか。

また、中期的財政展望案では平成14年度で14億円の財源不足が予測されるとしています。今後なお一層の努力が必要です。義務的経費の削減についても限界がありますし、また市民にも理解を求め、投資的経費の削減もやむを得ないことですが、しかしながら、入りをふやすこと、つまり府下ワーストワンの市税の徴収率の低さをもうそろそろ返上してはいかがですか。滞納者には確固たる信念で徴収に臨んでいただきたい。

先日の報道で、神奈川県小田原市が不誠実な市税滞納者の名前を公表し、行政サービスも停止する市税滞納特別措置条例を3月定例議会に提出するとの報道がありましたが、この条例についてどのように思われますか。

しかしながら、今までの仕事のやり方を続ける限り壁に突き当たると思います。発想の転換をさせ、事業の成果を評価し、前任者の仕事も見直し、情報公開で住民参加を促し、住民の満足度を重視し、各部門の自己責任を徹底させることがより重要となってきます。そのためには、管理のサークルを回しながら仕事の質を改善していくことが結果につながると考えるが、どうでしょうか、お聞きいたします。

また、市職員の退職金についてお尋ねします。

昨年の12月議会で今後10年間での退職者数は141名で、その必要金額として二十数億円かかるとの答弁がありましたが、やりくりしながらでも積み立てをする必要があるのではありませんか。そのための基金をつくる考え方はありませんでしょうか。

最後になりますが、土地開発公社のあり方につ

いてお聞きいたします。

土地開発公社は、市が直接土地の購入ができないため一たん公社に購入しておいてもらい、数年をめどに買い戻すための機関だと理解しておりますが、間違いありませんでしょうか。

そこでお聞きします。市の要望する土地を購入するのに手持ちの資金がないため金融機関から借り、その借入金残高が133億円に上っています。その金利の支払いに2億2,400万円を市民の税金から支払っています。今後、開発公社をどのように運営していかれようとしておられるのか、お聞かせください。

質問が細部にわたりましたが、壇上からの質問はこれで終わらせていただきます。答弁の内容次第では自席で再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの上山議員の質問に対し、市長の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 多岐にわたる御質問でございますが、順次御答弁を申し上げます。順序が若干変わるかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思えます。

まず、今回初めて導入いたします低公害車の件でございますけれども、現在低公害車には電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド等の各自動車がございます。しかしながら、これらの各自動車は価格及び改造費等においてコストが高く、また燃料補給施設等のインフラの未整備があり、低公害車の推進が図られていない現状でございます。

このような中で国、特に通産省、環境庁におきまして、天然ガス車購入及びガス燃料補給施設、ガスステーションに対しまして補助制度が設けられました。天然ガスにつきましては改造費の2分の1、ガスステーションにつきましては工事費の3分の2の補助がそれぞれ受けられます。

本市におきましても、排出抑制の観点から低公害車の推進を図り、平成12年度におきましてこの補助制度を活用し、市長部局で2台の購入を予定いたしております。また、2台が補給可能なガスステーションでございますが、これもこの補助制度を活用し、本庁裏の駐車場に設置予定でございます。今後とも排出抑制の観点から低公害車の

導入の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

特に12年度だけではなくて、継続してこの施策を続けるようにということでございます。私も当然その考えでございまして、公用車の買い換え時期を1つの切りかえのチャンスというふうにとらえまして、順次低公害化を進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ問題でございまして、御指摘ありましたデポジット制度の導入につきましては、環境汚染防止、再生資源の利用促進、廃棄物循環型社会システムの構築、さらにはリターナブルシステムを確立する等の観点から、議員御指摘のとおり、製造者、販売者責任と消費者によるデポジット制度導入は、大阪府下全市町村の共通の要望でございます。したがって、大阪府市長会を通じて国・府、関係機関、事業者等に働きかけるよう大阪府に対して要望を行ってまいりました。

これに対しまして大阪府からは、国等に要望する旨の前向きな回答もいただいているところでございまして、我々もぜひこの制度が全国的に定着されますように、今後とも最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、ミニ開発についての御質問でございます。

近年の開発状況に見られますように、マンション等の共同住宅の減少や市街地の大規模開発の減少など開発状況が変化し、既成市街地における開発の小規模化が進んでおります。こうした状況の中、特に近年の規制緩和、社会経済状況の変化のもとで、良質かつ低廉な住宅地の供給に対する住民の需要に的確にこたえていくため、先般開発指導要綱の特に負担条項の見直しを行ったものでございます。

このような状況のもとでの開発の指導としては、開発面積が500平方メートル以上の場合は都市計画法による指導、それ以下の法の範囲が及ばない場合は市の行政指導として開発指導要綱により指導を行っているところでございます。

また一方、市街地の農地につきましては、農住組合方式による緑住区画整理事業として開発を支援、推進しており、これにより公共施設の整備ができるとともに、良好な住環境の土地利用が図ら

れるものというふうに考えているところでございます。

次に、下水道の整備でございますけれども、下水道の面整備についてお答えを申し上げます。

下水道整備を行った区域につきましては、下水道法第11条の3により供用工事が行われ、その日から3年以内にくみ取り式トイレ等は水洗トイレに改造することが法律で定められております。

続いて、水洗化率についてお答えを申し上げます。各家庭への接続につきましては、平成11年12月末現在で6,333戸であり、水洗化率では平成10年度末で88%と高い割合ですが、泉南一丘団地を除けば73%となっております。また、公共施設からの接続に関しましては、平成12年2月末現在で総数40のうち26が接続済みでございまして、その中で3年以上経過しておりますものが、7戸を含む14戸が未接続となっております。準公共施設では総戸数4戸に対しましてすべて接続済みとなっております。今後も水洗化率の一層の向上を目指す所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、教育の関連で、埋蔵文化財センター等においてのボランティアガイドを設置してはという御質問でございます。埋蔵文化財センターは、大きく分けて埋蔵文化財の調査研究部門、主に1階部分でございます。それと、その成果を普及、活用する部門、2階部分、古代史博物館から成る施設であります。センター部門においてストックされた歴史資料を整理、研究し、その成果を博物館部門において市民に還元するという、まれに見る複合施設であります。

また、この埋蔵文化財センターは、平成7年にオープンしました史跡海会寺跡広場に隣接し、広場をより詳しく、より丁寧に説明を加えるガイドを兼ねて行うことを目的として設置されたものでございまして、歴史的インテリジェンスに満ちあふれた時間を気軽に過ごすことのできる空間を設けるといふ最大の特徴を持つ、言うならば市民にサロンを提供する博物館を目指したものでございます。

現在、埋蔵文化財センターは、国の重要文化財に指定されました海会寺跡出土品の展示を中心と

しまして、各種教室、講座、研修、見学会など幼児から高齢者に至ります魅力ある教育プログラムの実施に鋭意取り組んでおります。それらのプログラムは、学芸員資格を持つ文化財の普及、啓発担当職員及び博物館普及活動経験豊かなガイダンス要員によって行われておりますが、今後より地域社会の人々に親しまれ、理解され、協力される博物館活動を目指してまいります。

地域社会には、さまざまな分野にすぐれた知識、技術、体験等を有する多彩な人材がおります。これらの人々に博物館の教育活動に参加、協力してもらおう場づくりについて検討をしていきたいと思っております。

次に、保健センターで実施をいたしておりますセット検診の受診率向上をもっと図るようというところでございます。

我々もこのセット検診については、平成11年度からスタートしまして好評をいただいておりますが、さらに受診率の向上を図るためにPRを含めて努力をしてまいりたいと考えております。

また、医療の部門におきましての特に公的医療機関の充実ということについてでございますけれども、特にこの問題については私どもは済生会泉南病院の整備という形で位置づけをいたしております。

済生会泉南病院の進捗状況ですが、平成10年6月に泉南福祉医療保健ゾーン整備計画が示され、地域の公的医療機関として済生会泉南病院の早期整備に向け、りんくうタウンに福祉・医療・保健ゾーンとして土地の取得も行い、まず平成12年度の完成に向け、特別養護老人ホームがこの3月に着工される運びとなりました。さらに、この済生会泉南病院及び老人保健施設等が平成14年度開設予定であり、計画どおり実施されるよう引き続き強く働きかけてまいりたいと考えております。

なお、病院の中身の機能につきましては、従来から高度医療の機能充実や専門医による高度診断、あるいは泉南市で患者数の多い一般循環器内科領域においても専門医体制を整備し、特殊専門外来（糖尿病専門）等についても取り組む必要があると考えます。

また、健康管理センターにおいて疾病の早期発

見、早期治療を病診連携し、効果的に行い、MRI等高度診断機器の共同利用や退院後リハビリを必要とする患者の老人保健施設の受け入れなど円滑に行えるよう、中核医療施設となるよう要望してまいりたいと考えております。大阪府でも1つのモデルケースとして今回行われます福祉・医療・保健の一体的整備ということでございますので、いよいよこの3月に着工されることとなりました。

次に、介護保険制度に関連いたしまして、国保税の納税と、それから介護保険料の徴収ということについてお答えを申し上げます。

介護保険制度の創設に伴い、国保保険者は新たに介護納付金を納付する義務を負うことになり、この納付に要する費用については、第2号被保険者から徴収する保険税で賄うこととなります。議員御指摘のとおり、現状においても国保税については保険税を滞納する者が多く存在しております。被保険者の負担の公平化と国保財政の安定化のためには、これらの滞納者から保険税を確保することが重要な課題となっております。そのため保険税の収納率アップと滞納者対策に努めているところでございます。

現状の国保制度においても滞納者対策に苦慮している現況下において、介護保険の保険料負担が加わることにより国保財政の運営はさらに厳しくなることが考えられますので、事業運営者としてはこの厳しい現状を踏まえまして、今後はさらに保険税確保のためによりよい方策と滞納者対策を強化し、健全な国保運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、りんくうタウンの活性化のことでございますが、りんくうタウンの本市部分、つまりりんくう南浜の現状につきましては、産業振興や雇用の面だけではなく、まちづくり、あるいは市財政上の視点からも極めて遺憾であり、その活性化は本市の重要課題の1つであると認識いたしております。

本市といたしましても、りんくうタウンの振興を図るため府の施策であります活性化ゾーン設定と分譲価格の引き下げ、南地区全体への補助制度、融資制度の活用との相乗効果をねらい、泉南市企業誘致促進条例を昨年4月1日から施行いたしま

した。

その後、市商工会及び大阪府との三者合同で企業誘致条例の説明会の開催や、府と合同でパンフレットの作成を行うなど企業立地のための努力を行ってまいりましたが、泉南市域においては経済情勢や企業マインドの冷え込みもあり、企業の設備投資意欲は厳しい状況にあります。しかしながら、今後ともりんくうタウンの活性化のため大阪府と連携して優遇措置を十分PRし、企業立地に努力してまいります。

一方、市といたしましても、りんくうタウンへのにぎわいづくりを求め集客施設の誘致を昨年3月に大阪府に要望したわけですが、緑地部分におきまして、まず中央ポンプ場から和歌山側におきましては、大阪府企業局におきまして民間資本を活用した社会資本整備という形でのレストラン街の計画を立てていただいております。平成12年度に公募いたしまして、平成13年度に開設する方針が出されました。

市もまた、中央ポンプ場の大阪側におきましては、道の駅的な施設の整備を考えておりまして、今この道の駅整備の庁内の検討会の立ち上げをいたしまして、その内容の検討を行っているところでございます。なお、りんくうタウンの土地利用のあり方についても重要であると考えており、より一層の活性化に向けまして、今後とも大阪府と十分連携を図りながら対応をしてまいりたいと考えております。

次に、情報公開条例の徹底と、それから市民へのPRということでございますが、平成11年9月の第3回定例会で御承認をいただきました泉南市情報公開条例と泉南市個人情報保護条例ほか関連2条例が、この4月から施行されます。市といたしましても、市が保有している情報を公開し、市民の方々にこの公開制度により、より積極的な市政への参加を促進し、より一層開かれた市政の実現を目指すため、4月の施行実施に向けて鋭意準備作業に努めております。

その一環としまして、本年3月号の広報紙には「情報公開、開かれた市政の実現のために」とのタイトルで特集ページを設けております。内容としましては、制度の説明をわかりやすく、また個

人情報の保護制度も具体的に記載するほか、請求から公開までの手続ということで図解でもわかりやすく説明をさせていただいております。啓発、PRに努めているところでございます。

また、4月1日の施行と同時に、この情報公開制度のスタートに合わせまして、一定の人数の市民が集まっていた場合は、市から幹部職員を派遣しているようなテーマについて話をし、意見交換をしていただく制度、名づけて「泉南伝市メール講座」制度も新たに創設し、書類やペーパーによる情報公開ではなく、言葉や気持ちを直接伝えて、またそれにより市民参加を促進するということも含めて、より情報公開制度の充実に努めてまいり所存でございます。

次に、行財政改革の成果等についてでございますけれども、平成8年12月に行財政改革大綱を策定いたしまして、平成9年度より3年間を計画期間として、毎年実施計画のもとで行財政改革を推進してまいりました。そして、事務事業、組織機構の見直しや人件費の抑制、行政運営体制の簡素、効率化、財源の確保など改革を実施し、一定の成果が得られたところでございます。

成果内容の主なものといたしましては、特別職給与や職員手当の削減、経常経費の削減、市単補助金の見直し、課及び係の統廃合、市税徴収策の強化、使用料、手数料の見直しなどを実施したところでございます。しかしながら、依然として深刻な財政状況は続くものと考えざるを得ません。今後の方向といたしましては、早急にこれらの3年間の成果を分析、検証した上で、新たな改革案を策定してまいりたいと考えております。

御指摘ありました経常収支比率につきましては、当初の目標を達成することができない残念な結果になりましたけれども、平成11年度におきましては、10年度に比べてかなり改善がされるものという見通しを持っております。引き続き経常収支比率の改善に努めてまいりたいというふうに思っています。

また、削減効果としては約10億円程度の削減効果があったということと、投資的経費も今後おおむね20億円を年間の計画として一定の定率化を図ってまいりたいと考えております。

それと関連をいたしまして、先般新聞報道にありました小田原市が税滞納者に対しまして一定の公表をする条例を提案するという記事が載っていました。私も、この問題につきましては新聞報道を見まして、大変関心を持って見たところでございます。そして、早速担当の方にも小田原市の方に資料の請求をして、いろんな関連資料を取り寄せるようにという指示をいたしております。

現在、小田原市の方に照会中でございますが、きょう現在まだ入手いたすところまでは至っておりませんが、税収アップを図る施策の1つではないかというふうに関心を持ってございます。したがって、プライバシーの問題とか大変難しい課題もあるというふうには思いますが、それらも十分分析しながら、小田原市の今回の発案を参考にしながら、我々の方でも一応検討をしてみたいと考えているところでございます。

それから、新しい行政評価制度を考えていく必要があるのではないかということでございますけれども、御指摘ありましたように、我々も先般の御質問にもお答えしましたように、現在行っております事業につきまして事業再評価を昨年行いました。一般の方、学識の方に入っていて、第三者機能的にやっていたいただきまして、下水道、街路、河川事業について再評価をしていただきました。

また、その他の行政項目についても、大阪府でも数値による再評価システムを制度化するということが今具体的に動き出しております。私どももそういう観点に立ちましているような角度から検証する必要があるというふうに思っております。

特に、プラン、ドゥー、チェック、アクションというP D C A方式ですね、循環させて再チェックしていくという制度化が必要であろうというふうに思っております。このP D C Aは、私どもが進めております環境I S Oでもこの手法がとられておりまして、これによってそれぞれチェックすると。計画し、行動し、チェックし、そしてそれをまた実施に向けてというやり方でございますが、そういう制度も今回我々の方も大阪府の制度を検証しながら検討をしてみたいと考えているところでございます。

最後に、土地開発公社の持っている用地の処分の問題でございます。これについては、まず1つは土地開発公社というのは、将来公共用地あるいは公共事業を行うために市から依頼を受けて、その土地を先行取得するやり方ではないかと、それに間違いはないかということでございますが、そのとおりでございます。

それから、御指摘ありましたように、今現在たくさん所有しておる土地がございます。19事業の中で、御指摘ありましたように全体で130億余りの取得原価となっております。利子も含めた数値となっておりますが、これらについては今財団法人泉南市土地開発公社の方で利用可能なもの、そして暫定的に利用するもの、そして処分をするものということでの区分けを行っております、近い時期に実際具体的にその行動に入りたいということで、今検討をさせていただいているところでございます。

私といたしましても、土地開発公社に対しましても、市長部局との関係でそういう処分なり何なりという中での合意形成については、お互いに十分協議しながら一定の方向をきちっと定めて、できるだけ身軽になるように今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

済みません、火葬場の整備について漏れておりました。

火葬場の整備については、泉南市の方で既に計画を持って今地元の説明会に入っております。御指摘ありましたように、火葬場とそれから墓地公園がございますが、我々も、議員御指摘ありましたように火葬場の方から先にやりたいということで、地元の説明をいたしております。そして、各地域の対象者に対しまして、既にでき上がっております新しい火葬場の見学等も既に実施をいたしております、かなり参加をいただきました。その中で、今地元の地区と合意形成に向けてお話し合いを進めております。できるだけ早く御理解をいただいて、都市計画決定に向けて進めてまいりたいと考えております。

それから、もう1つちょっと漏れておりましたが、今回市職員の給与も一部カットするわけでございますが、それと関連いたしまして、今後大量

に発生する退職者に対する退職金について基金をつくる考えはあるかということでございますが、今回人件費でかなり抑制をいたします。その財源の一部については、やはりこういう将来発生するであろう退職者に対する手当に対する積み立てといたしますか、そういう形で一定やはり留保していく必要があるというふうに考えておりますので、我々も今回の人件費削減の中の一定部分についてそういう考えを持ってございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、数点にわたって再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今言いました退職金の基金については、今回2%痛みを分け合うということで、原資として年度で約9,200万円の原資が発生するというところでございますし、この退職金の問題についても、ある程度推察しながらですけども、各年度ごとに総務費の中でそれぞれの予算計上をしておられるという形をお聞きしてるんですけども、今後発生することについてのやはりこの貴重な財源に対して、今後も発生する退職金についてちょっとでも充当できたらどうかなど。

過去に財政厳しき折、泉南市でも退職金の分割払いをしたという経過もございまして、今職員の方々も今後こういう形で退職される方に十分仕事をしてもらって、その結果として退職金を支払いますよという形になるのがベターじゃないかと思っておりますので、その辺についてはよろしくお願ひいたします。

それと、国保税の滞納ですけども、ここに資料をいただいているんですけども、まず平成6年から10年度を見ても、収納率というのが約90%ぐらいでずっと推移してきているという中で、やはり一般会計からの繰入金金が約5億ほど毎年繰り入れされてる中で、ちょっとずつ改善されてきてる中で、累積赤字が5億8,000万円ほどあったやつが7,200万ほどに減ってきてるという努力の跡も見られますし、なおかつ単年度で見ますと平成10年度では5,600万円の一応黒字計上という形になってるんです。

しかし、税というからには負担の公平さという

ところでは、やはり滞納する人には滞納する人の理由があると思うんですけども、しかし、そういうことを聞いておいたらやはりこれについては、先ほど言いましたように払ってる人がばかを見るような感じ、特に二重払いの件を先ほど壇上で言ったんですけども、そういう納得性をどこに持っていくかということになると、やはりそれは今滞納しとる人にいかにか払ってもらうかに尽きると思うんですけども、その辺についてどのような考えをお持ちでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 各市とも国保会計については大変な状況にあるわけでございまして、泉南市もかつては大変な累積赤字を抱えておったわけでございますが、近年かなり改善してきておりました、おっしゃるように累積赤字も約6億近くあったものが7,000万程度に減ってきたということになっております。

ただ、御指摘のように一般会計からかなり繰り入れておりますので、これは国保加入者以外の方からもやっぱり投入してるわけですから、確かに二重じゃないかという御指摘もございまして、ですから、本来は国保は国保で十分運営ができるようにしないといけないというふうに思っております。そのためには収納率を上げるというのは避けて通れない話でございまして、我々の方もその収納率の向上に努めておりますが、いかんせん90%前後で推移をしてるというのが現状でございまして。

今回、一般の市税の方はかなり強化して、夜間臨戸徴収を初め一生懸命努力をいただいております。それとあわせて、この国保税の方の担当の方もあわせて収納率の向上に今一生懸命取り組んでいるところでございます。ですから、市税それから国保税含めて、全体的にやはりこの収率率のアップを図らなければいけないということでございまして、いろんな体制の強化を含めて、今後ともこの収納率アップにつなげていくように最大の努力をいたしたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、行財政改革について再度お尋ねしたいと思っておりますけども、これは何遍もずっと議会のたびに言うてる

ように、目標と結果をどうとらまえるかということですが、やはり目標を立てた以上、結果に結びつけるような行動が必要ではないかということで、いろんなことを言ってきました。

そういういろんな努力をされた中で約10億程度の節減効果があったということについては、やはりそれなりの結果が出たんだなという気はするんですけども、あくまでも市民に約束した目標と結果、それが最終的に問われてくるのではないかと思いますので、早急にこの3年間の中のやったことに対しての精査をし、次にどういうふうな形でつなげていくかということを再度検討して、再度市民の方に示していただきたい。

そういう中で仕事のあり方についてもいろんな話をさっきさしてもらったんですけども、現状の中で見ると、やはり投資的経費というのは削減できるのにある程度限度があるのではないかと。そういう中で、人件費についてもある程度定昇等では数%程度上がっていくし、公債費についても多少抑えながらも上がっていくだろうと。扶助費についても、今回の介護保険がどういうふう扶助費の中に入ってくるかということ考えたときに、やはり入りをいかにしてふやしていくかということがより重要になってくると思います。

そういう中で、この小田原方式という言い方をするわけですが、かなり思い切った施策をとられてますし、こういう中で世間一般にいう高額納税者については公表してるけども、高額滞納者はなぜ公表できないかと、そういう問題点も指摘されてる中で、やはりちゃんとした税金を納めてもらえるような仕組み、制度、これは今後の最大の重要ポイントじゃないかと思うんですけども、再度その辺のところ、どういうお考えか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市税の徴収率の向上につきましては、昨年大阪府から税の専門家を3カ月派遣をいただきまして体制を組みまして、かなりの効果を上げました。また、年末には御承知のとおり大阪府と一緒に泉南市も大々的にPRして夜間の臨戸徴収を行いました。また、この3月も幹部職員、課長代理級、課長級も含めてチームを組んで再度徹底的に徴収するというプログラ

ムも組んでおります。

それと、一方では、差し押さえはもちろんのこと、昨年、資産がある方についてはそれを処分するという公売を初めて導入いたしました。これらによってかなりの成果が上がってきたというふうには思っておりますが、なお引き続いて12年度も大阪府の方から税の専門家を市の方に派遣をいただいて、きちっと体制を組んで目に見える形で目標を定めて行動できるようにしていきたいというふうには考えております。

それから、小田原方式の件でございますが、これは私も以前から思っておったわけですね。なぜかなということですね。ですから、それが初めて小田原の方で条例化するということで、この3月議会に上程されているようでございますけれども、その辺の議論あるいは法的な問題等、十分検証しながら参考にしたいと。可能ということであれば、それは1つの大きなインパクトを与えるものであろうというふうには考えているところでございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、仕事のあり方をどう変えるべきかということで、今三重県の北川知事がいろんなことを提案されていますし、そういう中で全国自治体の借入金残高が160兆円を超え、もはや地方財政は目先の支出を抑えたくらいでは改善できないと。予算の一律カットでは、本来伸ばさなければならぬ分野も同様に削られる結果となりかねないと。自治体が歳出構造を抜本的に見直すためには、まず各部門が自己責任でプロジェクトの優先順位を判断する必要があると、こういうふうに述べられてるんですけども、至極当然なことだと思うわけですね。

今まで行政の仕事というのは、やはり過去の踏襲でやってきたような感じが見受けられますし、セクション主義というんですか、部門部門での成果という形でのチェックがされてないと。

それから、先ほど言いましたように、頭を切りかえるという作業のあり方を切りかえる中で、やはり市長も答弁の中でありました南部下水道組合ではISO14001を取るときに管理のサークルを回しながら改善を進めていったというふう

な御答弁がございましたけども、やはりこういう管理の手法というのはほんとの基本的な仕事のやり方だと思うんですけども、やはりそういう形で、今自分がやってる仕事は本当に市民のためになる仕事かということを常々チェックしながら仕事をしていかなければ、最終的には自分たちのこの固まった庁舎内だけでの仕事になってくるんじゃないかと思えますので、その辺のところもやはり財政をいかに立て直して、いかに市民にサービスできるかというのが今後の課題だと思うんですけども、その辺のところについて再度お伺いしたいんですけど。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市もこれから年間投資経費として20億円前後で一定推移をしていく計画をいたしておりますので、その中で何を優先していくかと、いわゆるプライオリティーをどこに持っていくかということが非常に大切だというふうに思っております。

したがって、それぞれの部署で事業を計画したり、あるいは執行している分もありますけれども、これらについてももう一度、先ほど言われましたように行政再評価システム、そういうものを構築した中で検討していく必要があるというふうに思っています。

ただ、我々行政は、もちろん市民の福祉向上ということを前提にいろんな事業を行ってるわけでございますけれども、当面やるべき仕事と、やはり市の将来、長期的に見て今やっておかなければいけない仕事と大きく2つあると思うんですね。ですから、そのあたりもやはり見きわめて、当面のことだけばかりやっておってもなかなか将来の発展が望めないということになりますから、きちんと今やるべきことと中長期的にきちんとやっていかなければいけない事業との分類、そして精査、そういうことをやっていかなければいけないというふうに思います。

ですから、先ほど言いましたように、プラン、ドゥー、チェック、アクションの精神に基づいて、今後再構築をしていきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 上山君。あと3分です。

18番（上山 忠君） 開発会社のあり方でちょ

っと再度お尋ねしたいんですけども、この中でいろんな土地を持っておられる、通称一般的に塩漬けというふうな呼び方をされて、各地方自治体が困っておるとというのが昨今だと思うんですけども、この泉南市の中でも一例を言いますと、樽井駅前広場代替用地ということで昭和48年に8,050万ほどで購入されて、そのままずっと塩漬けして何層にも塩がたまってるんだと思うんですけど、その塩を取り除くのに難儀しておられると思うんですけども、支払利息が3億1,500万という形になっております。

こういう形で、やはり公共用地が必要であるからこそ開発公社をお願いして取得した土地が、何でこんなに二十数年間も放置されてるのかということがまず疑問に思うわけですけども、それはさておいて制度上の問題点として、開発公社の理事長は助役がやっておられるんですけども、助役は今のところ2年間でまた府の方に帰っていかれるというふうな形で、本当に責任持った運営ができていないのか。この辺のところをやっぱり見直して、今この開発公社のあり方、その責任のあり方、市とどういふふうな話をしてこの塩漬けになってるような土地をいかにして処分というんですか、そういう形も当然出てこようとは思いますが、その辺のところについてどうお考えであるか、お願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘ありました樽井駅前広場の代替用地につきましては、御承知のように樽井駅前の交通広場がほぼでき上がっておりますので、ですから、その中でこの先行取得しております場所に移転を希望する方はほとんどおられないという状況でございますので、一定の役割は済んだというふうに考えております。したがって、そういうものについては、しかもあそこは府道に接しております土地でございますから、特に後の利用目的もないということで処分の方向で検討をいたしているところでございます。

そういうふうな、その目的あるいは内容によって、先ほど言いましたように残しておくべきもの、そして暫定利用するもの、あるいは役割が一定済んだものということに区分けをいたしまして、そ

れぞれの中で処分は処分として考えていく必要があるというふうに考えておまして、公社の方で今整理をいたしておりますので、近い時期にまた具体的に御報告もさせていただきたいと思ます。議長（嶋本五男君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

次に、5番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

5番（大森和夫君） おはようございます。日本共産党の大森和夫でございます。2000年第1回定例議会に当たりまして初めて代表質問を行います。不備な点や不なれな点があればお許してください。

日本共産党泉南市会議員団を代表して、市長の市政運営方針と政治姿勢など市政上の幾つかの当面する問題について質問いたします。

2000年という世紀の変わり目ですが、この大事な世紀の変わり目に、国民にとって非常に危険な小淵・自・自・公政権ができました。日本を取り巻く状況は、越智金融再生委員長の辞任、連続する警察の不祥事問題など、非常に危機的な中にあります。しかし、小淵内閣はその危機感を全く持たず、またその危機に対応する方策を探究もしない、それがこの内閣の特徴となっています。

今、国民が政治に求めている景気回復や、また日本の将来についてだれもが憂いているのは、国を初め地方の財政の破綻についても同様であります。2000年予算案においても、財政再建の見通しも展望を示さないまま、景気回復に逆行する予算案を押し通そうとしています。これは無責任の上塗り以外の何物でもありません。2000年予算に求められているのは、景気回復のために国民の暮らしや社会保障に思い切って予算を回すとともに、財政再建の確かな目標と見直しを示すことです。そのためには、公共事業に50兆円、社会保障に20兆円という逆立ち財政の構造を根本的に転換する必要があります。

大阪における2000年の幕あけとなった府知事選で、日本共産党が推薦する明るい会の鯨坂真さんが、投票率が過去最低になったもとの、前回票を約10万票上回る102万票を獲得し大善戦しました。これは、大型公共事業ばらまき、開発

優先主義を続けてきた大阪府政に対する有権者の厳しい意思表示であるとともに、自・自・公の横暴に対する抗議の意思ではなかったでしょうか。

以上の立場から大綱3点について市長に質問いたします。

大綱第1として、市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

昨年から強制わいせつ容疑による知事の辞任、泉佐野の松浪啓一元府会議員、田尻町の石谷元町長が土木建設にかかわって逮捕される事態が起こっております。隣接する行政区の事件であり、市民は泉南市は大丈夫かと心配しております。同時に、泉佐野市の市長がかわりましたが、市長の政治姿勢とともに市長の見解、感想をお聞かせください。

また、市長は、情報公開条例の趣旨を基本に開かれた姿勢を目指すとして述べておられますが、りんくうタウンに進出するヒューマンサイエンスについて、もっと積極的に市民にも議会にも情報を提供すべきではなかったでしょうか。市長の考えをお示ください。

大綱の第2としまして、市の危機的財政状況についてお聞きいたします。

関西空港2期工事に国内外から批判が高まる中、空港連絡南ルートに300万円もの調査費がつけられました。これは公共事業のばらまきを拡大するだけのものであります。泉南市が行うものでもない事業になぜ税金をつぎ込むのか、むだな浪費は即刻やめるべきです。この調査費のつぎ込みをいつまで続けるのか、その展望をお示ください。

また、牧野公園の土地購入に莫大な税金をつぎ込まず、市や開発公社の保有地の活用ができないのか。今、市・公社の保有地こそ、市政運営方針に書かれているように、「限られた財源でなお一層の行政施策の手腕が問われているところ」ではないでしょうか。

その一方で、教育予算の総額が大幅に削減されています。これでは、運営方針にある「人間性を培うことができるよう教育環境の整備を積極的に進め」とありますが、これに反するのではありませんか。2000年の予算は、空港関連など大型開発事業や同和優先で陥った財政難を市民にし

わ寄せするものであります。

市長は、市の財政難の責任はどこにあるとお考えですか。また、行財政改革が進まない責任はだれにあるとお考えですか。市民や市の職員にその責のないことは明らかです。ここを明確にせず痛みを分かち合うということで人件費の抑制を進めることはいかがでしょうか。その責任を明確にしてこそ、市長が全職員の先頭に立つことができ、職員一丸となれるのではないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

大綱3番目に、空港関連など開発問題についてお聞きいたします。

景気の低迷が市の財政にも悪影響を及ぼしていることは明らかです。市長は、関西国際空港の2期事業や南ルートの建設、農業公園の建設など大型開発推進の立場をとられています。国際的にも国内でも財政を無視した公共事業ばらまきに批判が高まっています。知事選でも泉佐野市の市長選挙でもこの点が争点になりました。市長は、2期工事を初めとするこれらの大型開発が、景気回復や財政再建につながっているとお考えでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

次に、運営方針、住環境の整備についてお聞きいたします。「下水道の普及率が30%近くになり、順調な伸びを示している」とありますが、空港の1期事業でおおむね下水道の普及率が一定進むはずだったのに、いまだに30%の普及率しかないのではないのでしょうか。これを順調な伸びと言うのでしょうか。新家地域にまで流域下水道幹線が延伸整備されると運営方針には書かれていますが、新家に下水道が通る予定があるのですか。新家の住民は、いつ下水道が通るか楽しみにしております。市長の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。市長の御答弁次第で、後は自席から再質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの大森議員の質問に対し、市長の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 大森議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の大阪府議会議員等の不祥事、それからお隣の田尻町長の不祥事についてどう思う

かということですが、大阪府議につきましては、泉佐野だけではなくて堺でもこの間ございましたし、大阪市議会議員もございました。そういうことで、政治家に対する信頼が非常に薄らいできているのではないかというふうに変化をいたしております。

本来、政治家は当然公平・公正でなければなりませんし、清潔でなければなりません。それが、今回のようなこういう事件を起こしたということは、全く残念でございますし、また遺憾に思うところでございます。

なぜこういうことが起こったのかといいますと、府議の場合は公共工事による価格の漏洩問題でございます。ですから、そういうシステム自身、やはり大阪府として問題がなかったのかどうかということも含めて検証をする必要があるのではないかと考えております。

それと、田尻町の場合は、これも指名に関連した内容であったというふうに新聞報道でございましたけれども、泉南市におきましては、これらの指名要綱あるいは入札に関する基準等がきちっと以前から整理をいたしておまして、その要綱に基づいて指名なり、あるいは対応をいたしております。特に政治家である市長が、その指名委員会等にはかかわれないシステムを既に構築をいたしているところでございまして、こういう懸念は全くございません。

それから、またこの1月からは価格の事前公表制も導入いたしまして、その価格を探るとか、そういうことは全く必要がないわけございまして、より透明性を高めたものというふうに考えておまして、その都度その都度改善を遅滞なく行ってきた結果が、現在泉南市の状況でございます。御心配はないというふうに考えております。

それから、泉佐野市の市長選挙についての感想をということでございますが、あそこの場合は複数人が出られましたけれども、その中で泉佐野市民が選択をされたことでございますので、それはそれとして私としても受けとめをいたしているところでございます。

次に、情報公開と関連いたしまして、りんくうタウンに進出するヒューマンサイエンス財団につ

いて、もっと積極的に市民に情報を提供すべきではなかったかということでございますが、私ども御相談を受けた段階で、次の機会の議会でもお示しをさせていただきましたし、あわせて先に地元の浜区、それから樽井両区の区長さんに、こういう計画が来ておるといことで御説明をいたしております。遅滞なく行っております。

それから、空港に関連をいたしまして、今回計上もさせていただいておりますが、南ルートの問題でございます。新年度におきましては、運輸省、建設省両省が中心になって、地元も参画した形で、南ルートを含む関空周辺地域交通ネットワーク調査が実施されることとなりました。これまで本市が提起してきた政策や要望活動、加えて市議会でのたびたびの決議や要望書の提出などもあり、着実に理解の輪を広げてきた成果だというふうに思っております。

現在の北ルートは、絶えず機能停止の不安定要因を抱いておりますが、また上水道、電気、ガスなどのライフラインについても心配な点がございます。さらには、沿道環境問題を考えた交通量の分散化、地域間の相互連携を支援する交通軸の形成、国際空港と一体となった広域交通体系の充実、将来的な交通需要増加への対応などを考えますと、南ルートの必要性はますます大きくなってきたところでございます。

また、新年度におきましては、大阪、和歌山両府県の自治体で期成同盟会のような組織を設立する予定でございますが、南ルートを根幹として多様なアクセス網、阪神高速道路湾岸線や第二阪和国道の延伸、京奈和自動車道の早期完成、紀淡連絡道路の早期実現の整備を目指し、協議調整、合意形成や要望、広報活動を行ってまいることといたしております。

とりわけ本市にとりまして南ルートは、空港利用者、空港従業員など直接本市域へ呼び込むことができるほか、りんくうタウンの活性化、連絡する沿道の利用やまちづくりも期待できるなど、地域の発展には効果的な事業であると認識をいたしております。今後とも市議会の御理解を得ながら、空港連絡南ルートの早期実現に向けて最大限の努力をしまいたいと考えております。

なお、調査費につきましては、平成12年度で初めて予算化したものでございまして、この調査の進め方について、現在国、それから府県、私ども、また関空会社とともに準備作業を行っております。いつまでということでございますが、それはこれらの調査の内容によって変わってくるものと考えております。

それから、信達牧野公園の件でございますが、都市計画公園の必要性については議員も必要というふうにお考えですね。はい、ありがとうございます。そのことを前提にお話を申し上げたいと思います。

都市計画公園は、特に街区公園と言われる公園は、児童の誘致距離を250メートルの中に1つの公園が必要というふうに位置づけをされております。今回の牧野公園につきましては、現在信達牧野地区におきまして都市計画公園が1つもないという状況の中で、公園の整備を検討したものでございます。場所の問題につきましては、この信達樽井線から大阪側で現在検討しているわけでございますが、先ほど言いましたように250メートルの誘致距離でございますから、信達樽井線から和歌山側でも当然将来必要になってくるというふうに考えております。

そこで、なぜ大阪側を選択したかということでございますが、まず立地場所が信達幼稚園、信達保育所のちょうど向かい側といたしますが、近隣でございます。そういうことから、そういう園外保育の利用も含めて場所的に非常にいいということと、それからあの街区につきましては、御承知のように旧ライフのところから大阪側はかなり長い距離に住宅あるいは工場等が張りついております。それを一定この都市計画公園によりまして分断をするということによりましての防災効果、そしてまた、牧野柳原線から牧野山手線に至ります連絡通路として活用できるということ等を考慮いたしまして場所を選定したものでございます。

また、用地の確保というのが当然前提になってくるわけでございますが、その確保のめどもついたということと考えたところでございます。

ですから、議員先ほどどうぞかれましたように、都市計画公園というのは多数これから必要でござ

いますから、それをどこから先にやるかという順位の問題をおっしゃっているのかなというふうに思いますが、子どもは最初にそこから手がけるということにしたわけでございます。

それから、市の財政難の問題ということでございますが、御承知のように、泉南市は都市基盤の整備、いわゆる道路、公園、下水道等、都市で市民が生活する上の最低限の施設、いわゆるシビルミニマムと言われる施設を重点に整備をしてまいりました。

御承知のように、道路網については随分と整備をされて、多くの市民の皆さんに利便を供しているところでございますし、下水道については後ほど触れますが、約30%の普及率まで達することができました。また、都市計画公園も、りんくうを初め今回の公園も含めて着実に整備をいたしてきております。また、総合福祉センターも福祉の核ということで整備をいたしました。埋蔵文化財センターもそうでございます。そういう市民に密着した必要施設を整備をしてきたわけでございます。

それらに対する起債の償還が、この平成13年、14年ごろにピークを迎えるということでございまして、公債費の増加というのが財政を圧迫している大きな1つの要因でございます。それとともに、今度は入の方の税収の減、こういう社会情勢でございます収入減というものもございまして、こういうことが相まった中で、これは泉南市だけではございません。全国の各自治体が同じように財政難に悩んでいるという状況でございます。

また、行財政改革が進まなかったのではないかとございまして、今各都市で緊急に取り組む都市も出てまいっておりますが、我々はいち早く3年前——強いて言えばその前に緊急対策もやったわけではありますが——にこのときあることを予測いたしまして、既に行財政改革に取り組んでまいりました。

その成果につきましては、先般来の代表質問でもお答えいたしておりますように、歳出の方で約10億円の削減を図ったということと、それから投資的経費も三十数億から60億程度年間投資をしておりましたものを年間20億円に抑制をいた

してきております。そういうことで非常に大きな成果を生んだというふうに理解をしておりますので、進まないという指摘は当たらないということでございます。

ですから、子どもはこの3カ年の成果と、それからまだ至らなかった分も確かにございまして、それらをきちっと分析、検証いたしまして、次の新しい3カ年計画をつくっていきたくて考えております。

次に、関空事業や南ルートあるいは農業公園などの大型開発を推進してきたということでございまして、空港については御承知のとおりでございますし、南ルートも先ほど申し上げました。農業公園、あるいは農地開発を行うようになった経過というのは、大森議員、一番新しい議員さんでございますので、これも1つお聞きをしたいんですが、そのいきさつ、経緯というのは御存じでいらっしゃいますでしょうか、農業公園、農地開発を行うに至った経緯。

わからないと思います。では、私の方から御説明を申し上げます。まず、農地開発につきましては、岸元知事が地域で懇談会をされたときに、泉南市の農業者、特に花卉組合の皆さんが、市街化区域で今個々それぞれ花卉の栽培をされておられるわけでございまして、泉南の花卉というのは全国でも有数のブランド品に育ってきております。そういう中で、その花卉組合の皆さんの提案によりまして、できれば一括して集中できて、組合として集中的な栽培なり、あるいは出荷なり、あるいは営農ができる場所をつくってほしいという要望からスタートしたものでございます。

それを受けまして、大阪府の方でその要望を検討されて、知事懇談会の要望でございましたから、その要望を受け、またヒアリングもされて、大阪府の方でこの新しい農地を開発するというものになったものでございます。

したがって、言われますように行政が発案でやったものではないということでございまして、まずそのスタートラインをきちっと御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、農業公園を建設するに至った経過は、その農地開発をするにつけて地元説明会をいたし

ました。その中で、地元の地域の方々からせつかく花の団地が来るのであれば、その花の団地だけでは非常にもったいないといいますが、惜しいと。もっと活用すべきであるという御提案をいただきました。そして、その隣接地に農業公園的なものをつくって、花と農業、一体的に整備をして市民のレクリエーションあるいは憩いの場にしてはどうかという御提案をいただいたものでございます。

それを受けまして、私どもも種々検討した中で、市民の皆さんの御提案を積極的に取り上げさせていただきまして、農地開発と農業公園という形で現在事業を行っているものでございます。むしろ市民提案によって提起された事業でございます。それがスタートラインでございます。

その中で、現在の状況も見据えまして、農地開発についてはその後の需要調査を再度いたした中で、一定規模の縮小もいたしております。それから、農業公園につきましても、もっと短期間で行う予定でありましたものをスパンを長くいたしまして、適正規模の投資の中で現在事業を行っているものでございまして、そういう御指摘は当たらないのではないかとこのように考えております。

それから、関西国際空港やそういう大型プロジェクトが、地域経済あるいは景気の回復に役立ったのかという御指摘でございますけれども、関西国際空港1期につきましては、1年間で経済波及効果が6,600億円あったという産業活性化センターのまとめの統計も出ております。

また、関空2期事業の経済的効果といたしまして、関経連が推定したものといたしましては、関空2期事業の経済効果として1兆3,000億円という数字、そして雇用については19万人の雇用効果があるということが既に発表をされております。

また、本市におきましては、空港第1期につきましては、人口の約1%に当たります600人の方々が空港本島に何らかの形で勤務されておられるという雇用の効果がございました。また、最近の効果では1,000人を上回る方の効果が既にあるという統計結果も出ておりますから、少なくとも地域並びに社会全体に与えた効果というのは非常に大きいものがあるというふうに考えておりま

す。

次に、下水道の普及ということでございますが、元来下水道というものは、過去においては全部整備するのに約100年かかると言われたものでございます。それが最近、事業進捗が非常に早くなりまして50年程度に縮まり、また現在では30年から50年のスパンというのが一般的な通説になっております。

そこで、御指摘ありました泉南市の普及率が30%、これは順調な伸びと言えるのかという御指摘でございますが、まさに順調な伸びでございます。これは大阪府下でも、泉南地域、特に大阪湾岸南部流域下水処理場というのが一番後でできたわけでございます。その中で最も遅く立ち上がったわけでございますが、平成10年度末の下水道普及率で申し上げますと、泉南市は29.7%でございます。既に相当先から先発いたしております貝塚市が26.3%、阪南市が23.3%、泉佐野市が16.1%、岬町が8.3%でございます。なお、泉南市のすぐ上は、これも相当前からやっております河内長野市でございまして32.4%、羽曳野市の32.5%ということでございます。

したがって、これを見る限りでもわかりますように、一番後でスタートしたにもかかわらず、泉南市はいろんな知恵を出してここまで普及率を高めたということございまして、大阪府も大変大きな評価をいただいているところでございます。今後ともさらに普及率の向上に全力で取り組んでまいりたいと思います。(成田政彦君「一丘団地は泉南市は何もしてない。大阪府が変えただけやないか」と呼ぶ)それは知恵の出し方であります。

それから、新家地域に流域下水道幹線が延伸される運営方針が書かれているが、新家に下水が通る予定はあるのかということでございますが、流域幹線は今ちょうど一丘団地の入り口まで既に完成をいたしておりますが、今回の関空2期事業の要望、また私ども従来からその延伸をお願いしておりましたけれども、新家の中谷病院のところまで既に工事発注をいただいております。まず、そこまで延伸が既に事業着手されております。

それから、中谷病院から山に向いて新家の踏切を越えまして、今度は大阪和泉泉南線を砂川方面

に行つて、狐池交差点近くまで、これは平成12年度で一気に発注をしていただくことになっております。これによりまして、流域幹線が山手地区まで一気に延びるということになります。したがって、一番おくれておりました新家地域の下水道の接続ということが可能になっております。

御指摘ありました新家に下水が通るのはいつかということなのですが、新家地域も大変広うございます。具体的にどの地域かということをおっしゃっていただいた方が答えやすいかというふうに思いますが、まずは都市施設でございますから、市街化区域を中心に整備をいたします。これは、当然都市計画税もいただいておりますし、市街化区域を中心に行います。

その中で、中谷病院まで幹線が整備されますと、市の方で今度は新家田尻線を榎井川方面に延ばす計画をいたしておいて、それによって新家楠台周辺の皆さんに御利用をいただけるようになるということでございます。

あわせて、12年度から幹線が山手に延びてまいりますので、今度は新家駅高野別所線等にも管を入れまして、山手地域の普及に努めていく予定でございますので、遠い将来と思われていたかも知れませんが、相当早く整備が推進できることになろうかというふうに思っております。

重ねて申し上げますが、泉南市は従前から華やかな事業というものは控えて、市民に本当に密着した都市基盤整備を中心に事業をやっておりますことをぜひ評価をいただきたいというふうに存じます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） そしたら、まず政治姿勢の問題からお聞きいたしますけども、ヒューマンサイエンスの件で、地元浜区等の区長さんに説明会を開いたというお話ですけども、これも空港委員会でお聞きしたんですけども、2月5日の新聞記事で、朝日の夕刊なんですけども、このヒューマンサイエンス施設進出計画に不安の声もという記事が出ました。この記事は知事選に関して出たもので、泉南市はもちろん大阪府全体の方が見られる記事なんですよ。こういう記事が出た後に、もっと広く議会や、それから地元というか泉南市

民にわかるように説明すべきではなかったかと、こういうことをお聞きしてるんです。これについてお答えください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その2月からもやっていますが、もっと早く、その新聞記事が出る相当以前に樽井区、それから浜区の代表者に市の方から御説明を既にいたしております。そのことを私は申し上げたわけでございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） お聞きしてるのは、だからこの新聞記事の以降ですよ。新聞記事の以降に、この記事は泉南市内の方、男里以外のそういう浜区とか周辺の方以外も泉南市全体の方が見られると。この見られた後にそういう説明があるべきではないですかとお聞きしてるんです。この新聞記事以降のことをね。そういう説明が必要でありませんか、そのようにお聞きしてるんです。以降のことについてお答えください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いや、あなたのさっきの言い方では、新聞に出てからやったんじゃないかとおっしゃるから、そうではないですよ。その前に既に代表者の方に御説明をしておりますよということをおっしゃるわけです。そのことは御理解をいただきたいと思っております。

その新聞に出たり、市議会議員が出されたそういうピラを見られて反応があったかというふうには思いますが、我々の方はその代表者の方にもお話をさせていただいて、そのときに説明会というお話まではございませんでして、念を入れるために、またそういう記事も出ました関係もありますけれども、地域の皆さんにお話をさせていただいて、そして説明をさせていただいたということでございます。

したがって、我々の方としては、その情報が得られた段階で速やかに地域の方々に流すという姿勢でやっておりますので、その結果地域の皆さんにも御理解をいただいたということでございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） もう一度お聞きしますけども、この新聞記事が出た以降に、樽井とか浜とか、

その枠を越えて空港特別委員会とか議会でそういうヒューマンサイエンスについて説明するということが必要ではなかったかと、必要であるとお考えにならなかったのか、お答えください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 空港委員会では二度にわたります、相当前に資料提供もし、説明もさしていただいております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） その空港特別委員会でも、これは説明を開くべきものが、委員会最後になって、まあ言うたら十分な議論のないまま建設までいってるところまでいって、もうこの間の空港特別委員会では、建設が決まっているという状況やったんですね。そんなんじゃないくて、この新聞記事が出た後に速やかにそういう説明をすべきでなかったんですか。

これは多くの市民の方が、この記事に書いてあるように地元の方は不安を持ち、またこの新聞記事を見てもまた不安をお持ちになった方がたくさん出てると思います。そういうことを説明抜きにして建設が進んでいくというのはやっぱり問題ではないかと思うんです。説明というたって簡単なものでしょう。簡単な説明会を委員会なり議員なんかにすべきでなかったんですか。その点もう一度お願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、特別委員会では資料も提供し、説明をさせていただきました。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） これはほんまにもう代表者だけではないかと思うんです。もっとほんまに市民にも委員会にも積極的に、それこそ私言いましたように情報公開条例のそういう趣旨に基づいて説明すべきであるというふうに思います。

この空港委員会の中で私質問いたしましたら、ある理事者の方は一々こういう新聞記事に反応する必要はないというような意見を出されましたけども、これ一々といって、しょっちゅうそんな泉南市のことが新聞記事に出るわけではないんですよ。やっぱりこういう問題が出ましたら、積極的にそういう情報公開していくとか説明していくと

かというのが、市長の言われてる運営方針に基づいた趣旨ではないでしょうか。もう一度お答えください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、我々は得た情報についてはその都度速やかに議会なり、あるいは関係するところがあればそちらの方に情報を提供しているところでございます。今後ともそういう姿勢でございますし、4月からの情報公開につきましては、そういうペーパーだけではなくて、新しい方策も含めて「伝市メール講座」という形でやってまいりますから、今後ともそういう知り得た情報の伝達ということについては十分留意してやっていきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） そんなに悪いことばかり泉南市が書かれているわけじゃないんで、一々反論とかいうんじゃないくて、積極的にやっぱりしていく必要があると思います。

それと、次に南ルートについてお聞きしますけども、初めて予算がついたと言いますけども、泉南市では既に1,400万もかかる調査費を支出しています。これは要望を持って東京に行かれまして、二階運輸大臣にお会いされて、そのときのことが空港特別委員会で報告されてますけども、二階さんがどのようにおっしゃってるかといいますと、泉南市に対してもっと熱意を、今後地元の熱意が大切であると思うと、活発な活動を続けていただきたいというふうにお答えになってるんですよね。

泉南市、ほんまに財政が大変な中、いろんな反対もあった中、1,400万も調査費をかけて南ルートの必要性を訴えてきました。運輸大臣がこれに対して、ああ御苦労さんでしたと、大変財政を使わせましたと言うならわかりますよ。それどころか、今度はもっともって地元の熱意が大切であると。その熱意にこたえた形で300万の支出になったと思うんですけども、この調子でいけば調査費を何ぼ出すかわからない、こういうことになるんじゃないでしょうか。ちょっとそういう点で市長の御答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の要望陳情につきましては、運輸大臣、建設大臣、直接かなり長い時間とっていただきまして、いろいろお話をさせていただきました。要約は、この前空特委員会でお示しをしたとおりでございます。こういう地域にかかわるナショナルプロジェクトを進めていくということにつきましては、当然地元の熱意というのが必要でございます。地元の熱意なくしてできるというわけではございません。

あなた方がいつもおっしゃってる、地方から国を変える、地方から国を動かすということをよく言われますが、まさにこういうケースは、地元が我々が今までたくさん長い間いろんな方々と協力、努力しながらやってきたことが国を動かしたわけでございます。

したがって、これからも、やっと調査に入ったわけではありますが、これを具体的に実現をしていこうとすれば、さらにもっと大きな輪を広げていく必要があるというふうに考えております。

そこで、泉南市だけではなくて大阪府、和歌山県はもちろんでございますが、関係市町が一体となってこの南ルート建設にお互いに力を合わせ、地元の熱意、要望を1つにしていくということが何よりも大切だというふうに思っておりまして、今回大阪府南部と和歌山県北部の5市8町で期成同盟会をつくるということにいたしましたわけでございます。そのことがこういう事業を実現していくための大きな強いバックアップ組織になるというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） お会いに行った自治省の方が何と言うてるかといいますと、地元市町村側にとって現下厳しい財政運営がされていることは理解していますと、このように市の財政に対して大変な状況を励ますというか、優しい言葉をかけていただいているんですね。

それで、この二階さんですけども、熱意を、今までの1,400万かけた昭和61年から泉南市が取り組んできた南ルートに対する異常な熱意、これを二階さんは十分感じてないのかと、そういうふうに疑問を感じてるわけですよ。今後、地元の熱意が大切であると。今までの熱意に十分こたえ

た結果、こういう4,900万という予算がついたかと思ってましたら、そうじゃない。もっともって地元の熱意が大事なんだと、そうやなかったらできないぞと、こういうことをおっしゃってるんですね。これではちょっと泉南市の熱意にこたえたような大臣のお答えではないと思うんですけども、その点もう一度答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今まで泉南市あるいは大阪府と共同で調査した資料、これが今回大いに役立ったわけでございます。かなりのボリュームになります。私はそれを運輸省、大臣はもちろんでございますが、政務次官あるいは航空局長初め担当部局、そして建設省を回りにまして、それを全部配りました。宅急便で東京へ送って、かなりのボリュームですから向こうでさばいて、そしてそれを参考にさせていただいたわけでございます。そういう蓄積があって初めて今回になったということでございます。

それから、二階大臣はこの南ルートについて非常に積極的に対応をさせていただいておりまして、あの方は以前にも、江藤隆美さんが運輸大臣のときに、南ルートの必要性を国会で質問されているわけですね。そういうこともあり、そしてよき理解者でもあったわけでございます。しかも、建設大臣も今大阪出身の中山正暉さんでございますから、そういうこともあり、運輸省と建設省、両大臣がお話をさせていただいて、今回の両省の調査費計上につながったものでございますから、大変な熱意をあの方はお持ちでございます。

なお、これを実現するためには、当然地元の積極的な活動というのは当たり前のことですから、それをもっと頑張れよという激励のお言葉をいただいたところでございます。

それから、先ほど自治省の方の話が出ましたが、自治省の方のお話というのは要望項目が全く違います。空港の税財源の一部、2分の1に削減しているという問題の復元についてお願いをした、そのときのやりとりのコメントでございますから、南ルートとはまた別の次元の話なんですね。そのときに、やはり自治省というのは地方税も所管してるわけでございますので、そういう意味では空

港で一部減収になってるというのは、やはり地方財政から見ますと大変でしょうねと、こういう意味のことをおっしゃったわけでございますから、その点御理解を賜りたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） これは泉州日日新聞に出てるんですけども、何でこういう南ルートが実現したかといえますと、担当の運輸大臣が自由党の二階さんだったと、南ルート実現のために頑張った松浪さんも自由党だったと、そういう幸運が重なってと書いてますね。政治ジャーナリストがこの新聞を書かれてるんですけども、必要性というよりも、市の熱意というよりも、この新聞記事によりますと幸運が重なったと、このように書かれてるんですよ。

市長の話ですけども、今までいろんな努力されて、1,400万の調査費でそれなりの成果をおさめて、運輸省がたとえ南ルート実現に向けて努力しようかというふうになったら、何でまた300万出費が必要になるんですか。こういう財政がほんとに大変な中に、なおまたその上に、十分1,400万機能を果たして調査費を使ったとおっしゃいながら、また300万も支出する。これは泉南市の財政状況を見るとほんとにむだな浪費ではないでしょうか。もう一度お答えください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） きちっと事実関係を把握をしていただきたいと思います。私どもは、今日に至るまで着実に1つ1つ準備をしてきてるわけです。

1つは、大阪湾ベイエリア整備方針の中のランドデザインにこの南ルートというのを書き込んでいただいております。書き込んでおりますよね。確認していただいていると思いますが、当然調べていただいていると思います。

それから、その次に大阪湾臨海整備計画、このランドデザインをより具体化したもので、大阪府がつくったものなんですが、建設大臣承認を取ってる計画がございます。この中にも南ルートを入れていただいております。これも確認いただいておりますね。その上での御質問だと思います。

さらに、今回関西国際空港を活用した広域国際

交流圏整備計画、この中にも多機能、複数のアクセスが必要だということを入りをいただいております。これに書いていただくということについては、私どもも大変努力をしてきております。

その中で、この5省庁の調査に盛り込まれたものを具体化するということで、今回国の方が調査費計上に至ったものでございます。そういうことをやはりきっちりと御理解いただかないと、突然できたように言われると、私どもも非常に心外に思うわけございまして、いつも私言っておりますように1つ1つ準備をして、階段を1つ1つ上ってきたものが、今回の国の調査につながったということでございます。

ですから、当然地元としても応分の負担をするということで、一体として整備をすることといたしました。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 市の財政状況も含めて300万出すのはもったいないというか、むだではないかと、以前に1,400万も出してるじゃないかということで質問いたしました。

市長、時間も無いんで下水道のことをお聞きしたいんですけども、新家の地区のどの周辺かということでしたけども、新家の中村、下村、流域幹線が通る周辺に、各家庭にまで下水道が通るかどうか、それをお聞きしたいんです。各家庭にまで下水道がつながるんですか、お答えお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど申し上げましたように、都市計画事業でやっている下水道でございますので、市街化区域優先から実施をいたします。御指摘がありました中村、下村はほとんど調整区域でございます。したがって、後になるというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この地域は、市長、下水が通るといって予定になっていたんですね。それで、合併処理浄化槽に対する補助金が出ない地域であったんですけども、今回の見直しで下水道は通らないということで、合併浄化槽に対する補助金がある地域になったと聞いてるんですけども、こ

これは計画の変更であり、計画の後退であると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。お答えください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 計画の後退ではございません。前進でございます。というのは、まず今回下水道幹線がかなり新家の山手付近といいますか、駅前を通過して上流まで延ばすことができたというのは、これは大ヒットでございます。なかなかそこまで通常流域幹線というのはできないシステムになっておったんですね。

上流流域3分の1カットというのがあるわけですね。全流域の3分の2のところまでは流域幹線が行けるけれども、それより山手はだめよというのがあったんですが、今回空港関連2期の強い要望と、そして国の経済対策、そして今までの努力によって何とか認めていただいたわけでございます。建設省へ直接私もお願いに行ってきたわけでありまして、ですから、そういう意味では新家地域の下水道整備というのは、今まで考えられてた以上に早い速度で進むというふうに思っております。

ただ、今御指摘があった調整区域については、やはりこの事業の趣旨からいいますと若干おくれざるを得ないということになります。

合併浄化槽の補助の基準が一部変更になりまして、おおむね7年ぐらい下水道が来ないということになりまして、今回中村とかあるいは下村地域ですね、その厚生省補助の対象エリアに入れたということでございますので、そういういきさつがあるということをお理解をいただきたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 大森君。あと3分でございます。

5番（大森和夫君） もう一度下水道の問題を最後にお聞きしますが、新家の皆さんは、空港1期でおおむね普及率が進んで、新家地域にも下水が通ると、下水がうちにも来るというふうに考えておられた。新家の住民はいつ下水道が通るかとお楽しみにしておられたわけです。その地域に下水が通らなくなったのははっきりしてますよね。それだけ確認いたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 下水は通るわけですよ。（大森和夫君「各家庭に」と呼ぶ）もちろんそうですよ。

ただ、新家とおっしゃるんで、新家の面整備というのはこれからやっていくわけですね。それはやはり時間差がありますよということなんですわ。市街化区域からやりますと。それはなぜかといいますと、都市計画事業でありますと。都市計画税をいただいておりますと、こういうことですね。調整区域は都市計画税をいただいております。そうでしょう。そういうこともあって市街化区域からやります。これは当然でございます。

ですから、そういう整備が一定行き渡れば、当然流域幹線が既に通っているわけでありまして、あと面整備をしていけば各家庭の水洗化ができるということになってくるわけなんです。御承知のように新家地域は大変広うございますから、多少時間差はあるということでございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。時間がありませんので、簡単に。

5番（大森和夫君） 合併処理浄化槽を置くと補助金があるところは下水道が通らないと、当面通る計画は後退したと、変わったというふうに考えてよろしいですね。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いや、それは違うんですよ。まず、下水道が通るといいう言い方は余りしないんですけども、下水道が普及するエリアかどうかということなんです。市街化区域からやりますと。新家、新家とおっしゃるんで、中村と下村に限定された話ですか。（大森和夫君「はい」と呼ぶ）あの地域はほとんど調整区域でございます。したがって、しばらく面整備はいたしません。おくれます。

ただし、厚生省の補助基準も変わって、公共下水道が7年程度先でないと思われるところまで、この厚生省の補助の基準の部分を見直しますよということで、合併浄化槽の補助対象区域に入れました。そういう面では一歩前進ということでございます。

議長（嶋本五男君） 以上で大森議員の質問を終結いたします。

これにて代表質問を終結いたします。

午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

午後 0 時 2 分 休憩

午後 1 時 16 分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁を含め 1 人 1 時間 30 分といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、8 番 松原義樹君の質問を許可いたします。松原君。

8 番（松原義樹君） 皆さんこんにちは。第一翔政会の松原でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、平成 12 年度第 1 回定例会に当たり、大綱 5 点につき質問を進めてまいりたいと思います。

昨年の第 3 回定例会に 2 回目の 1 番くじを引き、幸運として喜んだのですが、このたび 14 回目の登壇で 1 番くじをまた引かせていただきました。3 回目とは当たり過ぎというふうに思いますが、その福を信じて質問を進めたいと思います。

さて、目を外に向け、日本の国の状況というんですか、新聞紙上等で見ますと、新潟県警の不祥事、また昨年の神奈川県警、佐賀県警交通部の収賄事件など相次ぐ警察の不祥事には目を覆うばかりです。善悪の判断を正確に行うべき警察トップが、自浄能力をも放棄しているとは情けない限りです。

親は子のかがみでなければならないと思うのは私だけではないと思いますが、昔から怖いものの順番で「地震、雷、火事、おやじ」のことわざがあると思うんですが、その 5 番目にお巡りさんが悪い子にはよく出てきたんですけど、今そういう状況では出る幕がないのではないのでしょうか、そのように思います。

それでは、通告に従い質問を進めてまいりたいと思います。

大綱第 1 点目、道路行政について質問いたします。

そのうちの 1 点目、南海電鉄樽井 5 号踏切の拡

幅についてお尋ねします。

昨年の 9 月には、隣の 6 号踏切で小学校 4 年生の幼い児童 2 人が命を落としております。通学路としては、車が通らずよしといたしますが、より安全対策が必要と思いますが、その後どのような対応をされたのか、お答えください。また、5 号踏切の拡幅についての現在までの対応と進捗をお答えください。

2 点目、馬場、幡代、岡中地内を通る南泉寺大師線の改修は、平成 11 年 9 月議会から私が提起し、今回で 3 度目ではありますが、昨年末馬場地内の木さくというんですか、木でつくったさくなんですけど、木さくの補修もでき、幡代地内のわだちを山ずれによる改修も完成し、喜ばれているところでありまして。しかし、地元要望は拡幅と全面舗装であります。計画進捗と現況についてお答えください。

また、幡代と岡中の区の境にある農道の補修についてですが、農林水産課より用土の提供を受け、幡代区長を初め岡中、幡代区民の受益者十数人で道普請の労力奉仕により汗をかいていただきまして、少ない経費で喜んでいただいたことを報告いたします。その中で、農道の接続を要望されました。立派な地下道が泉佐野岩出線の下に完成しておりますが、和歌山側の農道が切れており、その後はあぜ道になっております。今後の取り組みについてお答えをいただきたいと思っております。

続いて、地下道について防犯面より質問いたします。国道、府道の下には、この泉南市内で 10 本の地下道があります。青少年指導員協議会では、毎月第 2 土曜日の夕方、巡回してもらっているところではありますが、鬼来線での痴漢対策、また樽井小とか鳴滝小、西信達小学校児童に対しての痴漢行為、その犯人はきょう現在、両方のところで逮捕されてないと思うんですが、それについてお答えください。

3 点目、26 号線沿いの高木対策についてお聞きします。私も過去 2 回議会において質問し、市民のアンケートでも 85% が改善を望んでおられます。剪定と低木化は、広報 3 月号でイメージ図も出て、目に見えるようになり喜んでおります。さまざまな意見の集約で決定されたとは思いますが

が、御苦労さまと言いたいと思います。引き続いての第二阪和低木化、いわゆる26号線の低木化について対応をお聞きいたします。

4点目、防災センター横の道路接続についてお聞きします。浜区内を通る府道は道幅が狭く、樽井5号踏切手前を左折、浜に出て、大阪方面に通学、通勤されているところではありますが、その樽井5号踏切は児童・生徒の通学路であり、通勤の車、生活道路として混雑しております。事故、事件も多発しておりますので、大里川左岸の道路を防災センター横の湾岸道路に一日も早くつなぐことが望まれます。防潮堤の早期撤去も含め、現況と進捗についてお答えください。

次、大綱第2点目、市営住宅行政についてお尋ねいたします。

まず初めに、市営氏の松、高岸、砂原の3団地の入居者により所有権移転の裁判が今年の1月に提起され2年目を迎えておりますが、その裁判の進捗等々について、内容についてお答えください。

また、前畑住宅（老人とか障害者向け）の入居状況はどのように進んでいるのか、これについてもお答えください。

3つ目、高岸住宅の屋根改修工事は、昨年度2戸分300万円計上に対して、居住者の協力によりスレート方式で9戸でしたか、屋根が完成したようですが、ことはどのようにになっているのか、お答えください。

2点目、普通財産となった市営住宅跡地について、売却の進捗と積算についてお聞きします。売却については補正で測量予算がついたはずですね。そういうことですから、何ほかの測量ができて、隣地との状況はできてると思うんですが、12年度予算案で9,200万円、こういう金額が計上されています。10戸プラス1区画——11戸といましようか——のはずですから、11分の9,200は約836万円、そういうことになります。当事者との交渉といおうか、それをお買いいただく方、その方との交渉はできているのか。また、その金額的な了解はできているのか、お答えいただきたいと思います。

大綱第3点、福祉行政について質問いたします。

まず初めに、生活保護、生活に困窮する市民に

対しその程度に応じ必要な保護を行う、また自立の手助けをするのが目的であることは認識しておりますが、ケースワーカーを初めとする職員の方々の前に出たときは、そのような立場になった自分が恥ずかしく、おどおどして口もきけない状況であります。

そのような心境の中に、ケースワーカーから次々といろいろな設問がされるわけですけど、車がなければ移動もできない車いすとか、いわゆる市販の車を改造した、そういう特殊な車に乗っておられる方、それしか移動ができない方にも、ガソリン代が要るから車を売れとか、どこそこの場所へ売れと言われたと言われましたが、というようなことを言われれば、お先真っ暗といおうか、生きる希望もなくなってしまうというようなことだと思います。

その中で、厳しい選択ということを考えて仕事をしていることはわかりますけど、いわゆる対応のマナーといいますか技術といいますか、その向上を望みますが、立場を逆転して考えてみると、ほかのことを何も考えなくても、そのことはケースワーカーの前に自分が立ったとしたら、思い切り答えが出てくるように思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

また、生活保護には各種の扶助が多々あると思いますが、対応状況をお答えください。いわゆる保護動向、保護率は府下でどのくらいか。近隣との比較は、それと平成10年と11年との開始件数の動向。これだけ不景気になっていますが、どのような状況になっているのか、お答えいただきたいと思います。

3点目、介護認定申請から要介護認定の状況ですね。認定しているという状況はどうか、スムーズに進んでいるのか。もう1カ月を切って、4月からの開始に対して申請者の認定おくれはないのか。きょう申請してる方の認定おくれで4月から間に合わないというようなことにならないようにしてほしいと思いますが、その進捗についてお答えください。

大綱第4点、下水道行政について。

第1点目、南海電鉄の樽井5号踏切横の下水道工事は、いろいろな障害が出てきて、約1年お

れたということですが、工事は完了したのか、お聞きいたします。

2点目、府道泉佐野岩出線沿いの雨水取り込み工事がきょう現在進められておりますが、男里雨水幹線の供用開始はいつになるのか。また、蟹田川の汚染は、地域住民にとって耐えられないものであるのですが、流域の工場との話し合いの進捗は、またその下水道の方の供用開始はいつになるのか、お答えください。

それと、その後のことなんですが、きれいな状況で雨水が取り込まれ、蟹田川とかの下水も下水道に流された後は、そこに降った水というんですか、雨水だけが地域を潤す、いわゆる恵みの雨のような状況になると思うんですが、その水自身を取り込み過ぎて、藤之川なんかにきょう現在かわいいといおうか、フナがかなり泳いでます。5センチぐらいまでの小さいフナなんですが、そのフナが何とか生き残るためには、すべての雨水を取り込む、先ほど雨水幹線と言いましたから雨水なんですが、その雨水を八反田川のおそこら辺のきれいな水も含めて取り込んでしまうと、きょう現在流れてる藤之川の水が汚くなりますから、それについて私案としてこのように提案したいと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

その減少した水のかわりに、南部処理場の放流水を藤之川、蟹田川の合流点まで導いてきて、その大里川の河原をせんなん里海公園——これは箱作かもちょっと向こうへ行行ったところですが、そこにかなり石をたくさん積んだいい親水公園のような状況で海の公園がありますが、大里川の河原をそのように親水公園としてつくってほしいというふうに思います。そこには野鳥が飛んできたり、また子ブナが、そして蛍が飛ぶ自然公園になると思いますが、そのことについて市長の見解をよろしくお願いします。

次、大綱第5点。

1点目として農業公園、花卉団地ですか、いわゆるかるがも計画、これの2つ目、3つ目、ふれあい自然塾のきょう現在の進捗をお聞きいたします。

花卉団地については、これははっきりしませんが、8戸の申し込みがあったと聞いておりますが、

規模とか坪単価、こういうものはもう試算できているのか、お答えください。

また、ふれあい自然塾は平成17年完成と聞いておりますが、きょう現在、駐車場などが完成したところがありますが、暫定供用など考えないのか。特にこの春4月には、堀河ダム周辺には桜が満開となってかなりきれいな公園といおうか、そういう場所になります。毎年、車の混雑もあると地元の方も言っておられます。供用は考えられないのか、これについてお答えください。

2点目、堀河ダム周辺の周回道路は、左岸の山崩れにより、きょう現在一周できません。平成11年度でその山崩れの場所の上部の方の補強工事ですか、その形がちょっと見えてまいっておりますが、その進捗と、それに対するその後の道路供用、これはいつごろになるのか、お答えください。

以上で壇上での質問は終わらせていただきますが、質疑の都合によれば自席で再質問させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（嶋本五男君） ただいまの松原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、国道26号沿いの高木対策についてと、それから私にということの大里川の今後の整備の仕方について御答弁を申し上げます。

まず、国道26号線沿いの高木対策についてでございますけども、この問題につきましては、昭和62年の第3回定例市議会におきまして、側緑地帯改善の請願に対し、安全対策に関する意見を付し、採択されているところでございます。

その後、建設省におきましては、交差点部の植栽の刈り込み等一部安全対策が実施されたものの、抜本的な対策の実施には至っておりませんでした。

その間、地元関係者より沿道土地利用の活性化の観点から、当該道路の植栽の低木化、側道の防犯上の観点からの安全対策、及び住環境を守る立場からの当該道路植栽帯の保存を求める内容で、それぞれ市に対して関係者の署名を添え要望書が提出されているところでございます。当然、我々といいたしましても、このことは管理者であります建設省に速やかに進達をいたしましたものでございま

す。

その後、建設省と具体の対応の協議について精力的かつ継続的に粘り強く行ってきたところ、平成11年初旬には、国道26号沿道環境検討委員会を立ち上げることとなりました。平成11年5月20日には、第1回国道26号沿道環境検討委員会が開催され、これを皮切りに合計4回当委員会が開催され、一定の結論を得るに至ったところでございます。

内容といたしましては、関係者へのアンケート調査をまず行いました。そのアンケート調査では、約85%が現状の改善を望む結果であり、当委員会としましても中低木の伐採に加えて、路面から4.5メートルまでの高木の枝打ち、さらに2ないし3メートル程度の間隔となるように間伐を行い、季節感のある木を補植するという案で合意形成を得ることができました。

具体には、平成12年度中に市道信達樽井線から府道泉佐野岩出線までの間をモデル区間として事業実施することとなりました。

そこで、本市といたしましても、本事業につきまして平成12年、この間の3月の市広報にも掲載したところであり、また続いて当該道路部への看板設置等を行い、関係者への周知徹底等PR活動を行っていくことといたしております。

したがって、この問題につきましては、12年度中に一部モデル区間として建設省の方で改善がなされるものというふうに考えております。

次に、大里川に関連いたしまして御提案がございました大里川の将来のあり方ということでございますが、現況の大里川には府道鳥取吉見泉佐野線のところで、普通河川藤之川と蟹田川が流入しております。

まず、藤之川でございますが、市道男里平野線で泉南市公共下水道男里2号幹線、新府道泉佐野岩出線で男里雨水幹線にそれぞれ取り込みをされており、近々雨水の通水を予定いたしております。この藤之川につきましては、下流でいまだ農業用水として一部利用されているところから、取り込み形態としてはゲートによるものとしております。

次に、蟹田川につきましては、男里外周道路築

造に先駆けて埋設する雨水管渠へ取り込むこととなっております。この雨水管渠は、平成12年度施工予定でございます。取り込みの形態といたしましては、こちらの方は全水量を取り込むような構造にしたいと考えております。

以上により藤之川や蟹田川の雨水を取り込むことによりまして、大里川への流入水量が相当少なくなります。そこで、今松原議員より南部処理場の処理水をせせらぎ水路として放流するというアイデアの御提案をいただきました。処理水の有効利用を進める点からもすばらしい御提案かというふうに思います。私も大里川の将来のあり方につきましては、同様な考え方を持っているところでございます。

ただ、まだしばらく流入水のカットをするのに若干時間を要しますのと、そういうふうにした場合の設置費、後の維持管理費用等も十分精査する必要があるというふうに思っております。

ちょうどこの付近では岸和田で、議員も御承知かと思いますが、旧26号の海側で余り美しくない古城川というのがありまして、それを以前岸和田市の方で暗渠化されまして、その上をせせらぎ水路として今活用されて、市民の皆さんの憩いの場となっております。

大里川についても、上流部で大部分の水量をカットすることによりまして、暗渠化が可能というふうに考えております。したがって、その上部利用につきましては、こういうせせらぎ水路等、いわゆるアクア下水道と言っておるんですが、そういう方式もございまして、市民の憩いの場としてできるだけ地域の皆さんの御意見も聞く中で整備できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 松原議員の道路行政について、4点のうち3点ほど私の方から御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、昨年南海電鉄の6号踏切で起きました児童の死亡事故、これについては大変お気の毒なことであったというふうに思っております。ただ、踏切が安全であったのかどうかということにつきましては、ちゃんと警報機等ついておりますし、

事業者としての過失はなかったのではないかなというふうに考えているところでございます。

それと、あそこは市道になってございまして、市道の踏切を廃止するというにつきましまして、大変なクリアしなければいけないことが多くございますので、現在のところ6号踏切の廃止ということについては南海電鉄と協議は行っておらないところでございます。

続きまして、樽井の5号踏切、これは府道でございすけども、この踏切の拡幅事業、これについては関係者の強いニーズがあるという認識はいたしておるところでございます。本市といたしましても、機会のあるごとに大阪府に申し上げておる中で、府の担当部局の方のお話では、南海電鉄としては踏切は統廃合が前提であると、こういう基本姿勢に変わりはありませんで、交渉進捗には至っていないのが現状と聞いておるところでございます。

我々といたしましても、関係先の情報収集等を行いまして、この問題の検討を引き続いて行ってまいりたいと思います。

続きまして、幡代地内におきます市道の整備でございすけども、名称は南泉寺大師線という部分でございすけども、3回御質問いただいております。

この南泉寺大師線の市道につきましましては、古からの道路でございまして、相当距離が長いわけでございます。特に議員が御指摘なされる部分の舗装とか拡幅につきましましては、これはやっていかなければならないわけでございますけども、密集した家屋の部分ではございませぬので、順位といたしましては相当後になるというふうに考えておるところでございます。市内には2メートル未満の道路に接続している家屋、これにつきましましては12%程度ございまして、まずそういう狭隘な道路の市道の整備、これが優先されるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

引き続きまして、地権者の御同意が得られて、用地の寄附とか、そういうのが得られましたら、できるだけ道路幅員といたしまして4メートル以上確保できるように道路整備に努めてまいりたいということでございます。

それから、同じく幡代地内の府道の下にございす農道の地下道のことでございますけども、農道の地下道につきましましては、議員御指摘の部分については途中で途切れたような状態になっている部分がございます。農道の新設、延伸につきましましては、用地の確保、これは市道も同じでございますが、必要になってきておるわけでございますが、地権者の協力が得られるということが大前提でございます。

現在、泉南市の農道の整備事業といたしましては、兎田農道、これの整備にかかっておるわけでございますが、もう少し兎田農道の整備に時間を要しますので、これが終わりましたら、次にどの部分の農道の整備が必要かという効果的なものを考えまして、引き続いて農道の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、南部の防災センターの周回道路の延伸とか、浜地区の周辺の交通渋滞についての御質問でございますが、図でお示しすればわかりやすいわけでございますけども、そういうわけにもまいりませぬので、ちょっと聞きづらいと思いますが、お聞きいただきたいと思います。

現在の南部防災拠点周辺の交通については、樽井男里線、これは府道の泉佐野岩出線でございますが、暫定2車線の府道でございまして、大阪方面への進入につきましましては、樽井男里地区より府道の泉佐野岩出線の側道から一たん浜保育所の方へ迂回いたしまして、りんくうタウン内の周回道路を経て交差点から本道へ流入するという形でございます。また、本線から樽井男里方面は、交差点から側道、市道樽井中央海岸線、この支線を経まして、府道の鳥取吉見泉佐野線へ合流するルートがとられております。

この進入ルートでは、大阪方面の交通につきましましては、市道樽井男里線と府道泉佐野岩出線側道との合流点、浜の保育所方面への迂回路においては、和歌山方面の交通については側道から樽井中央海岸線支線を経て、府道の鳥取吉見泉佐野線に合流する付近に車両が混雑して交錯している状況でございます。

この状況を打開するためには、りんくうタウン内の地区道路、これらがすべて整備されるまでの

間、暫定的な対策といたしまして、りんくうタウン内の周回道路を延伸いたしまして、市道の浜里御幸線に接続させることが一番効果的な手法と考えておるところでございます。つきましては、内陸部とりんくうタウン内の間にある仮排水路の埋め立て問題も含めまして、当該路線の事業促進を大阪府の関係機関に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、住宅の問題についてでございますが、まず市営の3住宅における裁判の進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。この問題につきましては、これまで議会の方にも委員会にも経過等報告をし、説明をしておるところでございます。

今までに5回の公判が大阪地裁の堺支部において開かれており、原告である入居者側から準備書面が、また市の方から答弁書などの書面をもって、それぞれこの事件に関しての経過説明、あるいは考え方や主張など、証拠書類とともに裁判所に提出している状況でございます。そして、今後はそれぞれの考え方や主張に対して、認めるものであるのか、それとも否認するものであるかの議論に進んでいくことになるものと考えております。

また、この間に原告側から2度、訴えの変更申立書が裁判所に提出されております。1回目が平成11年の5月に、土地だけではなく建物もあわせて所有権移転登記手続を請求するという追加的な変更でございました。そして、2回目が平成12年の1月に申し立てをされて、これは請求原因によるものでございまして、1次、2次的にと区分し、1次的な請求原因として、昭和49年の1月28日以降の数回にわたる入居者と市長との会合での事実関係についての有効性をまず判断願いたいとの原告の主張でございます。2次的な請求原因といたしましては、全般的な過去の経緯を踏まえて、これを2次的に判断願いたいとの主張でございます。

泉南市といたしましては、両方の請求に対し、原告らの請求をいずれも却下すること、訴訟の費用は原告らの負担とすることを求める答弁書を間を置かず提出しております。今後、釈明を求められた事項や答弁書や証拠資料、これは裁判所に迅

速に提出いたしまして、一日も早く勝訴できるよう全力を挙げる所存でございます。

なお、次回の公判は5月12日に予定をされております。

続きまして、前畑住宅のA、B棟における入居状況でございますが、まず平成9年に建設されました高齢者向けの住宅の入居でございますが、現在は32戸中29戸が入居しております。残る3戸につきましても、入居事務手続中でありまして、3月中に入居が確定しておりますので、全戸が入居済みとなる予定であります。

続いて、高岸住宅の屋根の改修工事の状況についてでございますが、建築後40年以上経過した住宅でございますので、屋根の劣化が相当激しいということから、11年度におきまして入居者の協力を得ながら、9戸の屋根の改修を終えました。また、平成12年度の当初予算として170万円を計上させていただいており、残る家屋についても引き続き改修工事に入りたいと考えております。

次に、農業公園の進捗状況はどうかという御質問でございますが、この中でのかるがも計画によります農地造成工事、これにつきましては平成6年度に事業に着手し、これまで調整池や造成工事が進められてきております。平成11年度予算のペースで89%の進捗となっております。来年度も引き続き、進入道路、かんがい施設等の整備が実施される予定でございまして、12年度末に概成する見込みとなっております。

また、12年度から入植農家によるハウス等の営農関連施設の整備に着手する予定でございまして、13年の春からの営農開始に向けて準備が進められていく予定でございます。

農業公園整備事業の進捗につきましては、平成11年度、公園部分でございますけれども、予算ペースで36%となっております。来年度は進入道路と水道施設の整備を予定しておりまして、これによって公園整備の推進と造成農地への入植促進を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、御質問の入植の用地の単価とかについては、入植予定者と協議を進めてまいりたいと存じます。

それから、ふれあい自然塾の進捗状況はということでございますが、この事業につきましては大阪府の方で精力的に進めていただいております。紀泉ふれあい自然塾については平成9年度より事業が着手されております。17年度ではなしに平成14年度には事業が完了する予定と聞いておるところでございます。本年度は、駐車場の整備、ロータリー基盤の整備、管理歩道の基盤整備、これらの事業を実施しておるところでございます。平成12年度以降につきましては、関連施設、建築物等の施設でございますけれども、これの整備をあわせて行っていく予定と聞いております。

議員御質問の完成しております施設入りの駐車場の暫定利用ということでございますが、これにつきましては、今国の補助事業で大阪府がやっておられるわけございまして、事業ははまだ完了しておらないという状況もございます。当然、会計の方の監査も受けなければならないという状況の中で、堀河ダム周辺への利用者の暫定的な利用というのは、今現在では困難であるというふうに思っております。

それと、堀河ダム左岸の一部崩壊した管理用道路のことでございますが、この部分につきましては、平成10年の6月に崩壊いたしまして通行できなくなっておったわけでございますが、大阪府の復旧工事をやっていただけるということで、11年度から着手して、御指摘のように上半分の方は既に崩落を防止するという工事をされておるところでございます。引き続いて12年度に事業完了を予定してるということで、12年度には通行は可能になるというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問の道路行政の中で、防犯の立場から地下道の痴漢等に関する御答弁を申し上げます。

現在、国道下の通路といたしまして、トンネル数については9カ所、御指摘の未完成の通路、いわゆる農道でございますが、それを合わせますと10カ所ございます。このような場所は、人通り

も少ないこともあり、青少年の非行の温床となりかねないため、青少年指導員協議会では毎月第2土曜日の夜、主にトンネル内の清掃を兼ねて巡回を続けているところでございます。当該農道につきましては、未完成の状態でもあることから、青少年のたまり場となるおそれもあり、犯罪の発生を危惧いたしておるところでございます。

そして、なお痴漢対策の関係でございますけれども、昨年樽井ほかのいろんな地区で痴漢の発生がございます。そして、幡代地区の鬼来線、第二阪和地下道路の痴漢の発生事件もございます。これについては、現在痴漢の犯人が見つかってございません。未解決でございます。

それと、そういう中で特に小学生の児童に対する対策といたしまして、青少年指導員協議会、そして市PTA協議会、保護司会、更生保護婦人会、この4団体が共同作戦で子供110番作戦とでも申しましょうか、旗を各地区の方に御協力をいただいて、そういう痴漢等の発生が見えた場合、子供がすぐ駆け込めるように大きな黄色い目立つ旗を掲げていただいて、それに対応するというようなことで、現在浜地区、それから雄信地区、西信達地区に約500本、それから樽井地区に200本と、合計700本設置してございます。新年度にはまたこのあたり新しく拡大して、この子供110番の旗を設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 住宅行政についての総務課の所管であります普通財産である旧市営住宅の売却についての進捗について御答弁を申し上げます。

旧市営住宅につきましては、6住宅、長岡、百合ヶ丘、佐田、国市場、つつじヶ丘、新家の各住宅があります。これらの住宅につきましては、昭和49年度、50年度において売却を行いました。しかしながら、長岡住宅（5戸）については土地の確定ができず、売却を行うことができませんでした。また、他の5住宅につきましても、その当時居住者の事情等により払い下げを受けられなかった住宅5戸と、防火給水塔施設跡地1区画があ

ります。

これらの住宅につきましては、既に土地境界確定に伴う調査及び居住者の聞き取り調査等を完了したところでございます。長岡住宅につきましては、現在土地確定作業を行っているところでありまして、平成11年度中にこの3月末までに土地境界確定を完了したいと考えております。

今後、土地境界確定及び聞き取り調査の結果を踏まえ、売却の方針等の検討を行い、所定の手続を踏まえ、平成12年度の早い時期に売却できるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

なお、売却に伴う売却金額につきましては、6住宅10戸と1区画で、これは概算で約9,120万円でありまして、平成12年度予算において歳入予算として計上しておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それから、金銭的な提示は行っているかという質問でございますが、これにつきましては、各住宅につきましては金銭的な提示は行っておりません。それぞれ諸条件等が整った後、不動産鑑定を行い、所定の手続を踏まえて価格提示を行う予定でございます。よろしくお願ひしたいと思います。議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松原議員御質問の福祉行政について御答弁申し上げます。

まず、生活保護の窓口の職員の対応、マナーとか、そういった御質問であったと思います。

生活保護につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度でございます。

しかしながら、保護に要する経費は国民の税金で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなおかつ最低生活が営めない場合に初めて保護が行われるものであり、決して安易に保護が行われるものでないということをこの制度の基本とし

ているわけでございます。

本市におきます体制は、所長を含め12名体制で現在対応しております。議員御指摘の対応マナー等につきましては、各種研修の実施を行っているところでございますが、厳しい中にも丁寧であり親切的な対応に心がけるよう指導してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、各種保護の対応状況という御質問でございました。生活保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等、それに12年度から介護扶助、この8つの扶助があるわけでございます。それぞれ細かな基準が定められておりまして、例えば生活扶助費につきましては、12の年齢区分ごとに金額が決められています。また、教育扶助につきましては、義務教育期間と限定の上、小・中学校別に一部学年別に学用品費、給食費、学級費等きめ細かな基準額が定められているわけでございます。

ただ、保護は世帯での認定が基本でございますので、例えば母親、3歳児、小学生、中学生の4人家族であれば、それぞれ1人ずつ積み上げた上、母親に就労収入があれば収入充当を行うと、こういった制度になってございます。

そして、あと保護率とか、あるいは近隣の都市、また最近の開始状況はどうかという御質問もあつたと思います。これは平成12年の2月現在でございますけれども、保護率は11.32パーミル、すなわち千分率11.32でございます。そして、近隣都市の状況を見ますと、阪南の状況でございますが、泉南市が今言いました11.32、そして岸和田市が10.7、貝塚市9.5、阪南市7.8、泉佐野市が8.1と、こういった状況になっております。それと、開始状況でございますが、平成11年ですけれど、現在面接の相談件数が167件でございます。そして、その後申請件数として115件、開始件数が90件、また廃止件数として46件と、こういった状況になっております。

続きまして、介護保険制度、特に介護認定の状況はどういうようになってるかといった御質問だったかと思ひます。この介護保険制度運用の進捗状況について御答弁申し上げます。

介護保険制度実施の準備といたしまして、昨年

10月から介護認定申請の受け付け、介護認定審査会の開催を実施してまいりました。申請された方の数は、2月末現在861名でございます。認定審査会につきましては、阪南市、泉南市、岬町の共同で実施をしております、審査会の開催回数は2月末で96回でございます。審査判定済みが泉南市738名、阪南市655名、岬町309名でございます。

4月から介護保険サービスを利用するに当たって、まずサービス計画の作成事業者を決めていただき、サービス計画を3月中に介護保険課等に提出していただく必要がございます。そこで審査、判定が済み、在宅サービスを利用される方につきましては、居宅サービス計画作成依頼届出書の提出をお願いしております、2末日現在で266名の方から提出をしていただいております。

また、介護保険制度がスムーズにいくよう、各サービス事業者間や居宅介護支援事業者との調整を行う意味から、ことしの1月19日に泉南市介護保険サービス事業者連絡会を発足し、市内、市外を合わせまして53事業者の参加を得たところでございまして、今後も必要に応じて開催してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業計画の策定につきましては、2月14日に大阪府と法定協議を行っております、今月中に策定できるよう作業を進めているところでございます。

以上が現在の状況でございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 下水道行政についてお答え申し上げます。

5号踏切横の整備についてでございますが、御質問の当該地5号踏切横には、議員初め関係各位の御協力により、男里雨水幹線の築造工事を平成7年度に着手し、本年度まで行ってまいりました。無事本年度に完了いたしました。また、污水管渠の埋設工事を本年度に着手し完了しております、当該地の一連の工事として復旧工事を残すところとなっております。

また、大阪府岸和田土木事務所管内府道築造工事は、それ以前から着手し、今に至っております。

これも本年度中に完了見込みと聞いております。

当該地には、下水道、上水道、ガス、電話等の埋設工事が行われ、工事がふくそうし、長期にわたりましたが、本年度にはすべて完了しておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それから、府道泉佐野岩出線沿いの雨水の取り込みでございますけれども、泉南市公共下水道男里雨水幹線につきましては、府道泉佐野岩出線の道路新設事業に合わせ、今年度まで整備してまいりました。そして、近々雨水通水ができるよう最終調整を行っております。これにより男里地区の浸水防御に寄与できるものと考えております。

御指摘の府道泉佐野岩出線沿いの雨水取り込みについてであります、この地区の現状の雨水排水先は、ほとんど普通河川藤之川の流域になっており、公共下水道男里雨水幹線への雨水取り込みについては、この藤之川のほか蟹田川へ流入する水路からも取り込むこととなっております。

取り込みの形態としましては、治水安全性を優先し、できるだけ全水量を取り込むよう、またメンテナンスのかからないような取り込みを考えております。また、農業用水を兼ねている水路もあり、このような水路ではゲートを設けた取り込みになっておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それから、男里工場群への取り込みについてでございますが、男里工場群を迎えに行く管渠については、平成9年度から順次上流へ向かって事業を進めてまいりました。今年度発注した工事で、蟹田橋から上流へ向かって延長の合計約620メートルとなっております。また、工場への取り込み状況については、下流地区であります男里七丁目地内は平成10年7月に供用告示を行い、今年の夏にこれらの工場からの排水を取り込み予定でございます。また、上流の男里六丁目の工場につきましては、取り込みの協議及び指導を行っているところでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、自席より項目ごとに再質問させていただきます。

まず、大綱第1点の道路行政についてですけど、

この中の樽井6号踏切ですね。これはその場で言うたと思うんですが、通学に対して車が通らないから、その場所は使うことはよしと。よしという意味は、できたらそのまま残しておいていただくという立場の上で言うてるんですが、廃止は言うておりません。まず、それを確認しておいてもらう上で、あそこは生活道路としても浜地内の方々はそこを歩いて日々の生活をしてますので、そういう意味であの場所を通る子供は、やはりまだきょう現在も通るやろうし、樽井小学校でもきちり通学路の指定をしますね。それだけ確認しといて、そういう状態でありながら、あとどういう安全対策をするのかと。それは踏切といおうか線路全部を何かで囲ったらいいですけど、そんな言い方をしても仕方がないと思います。

何かいい方法とか。踏切が下がったときには付近の住民のことを考えてるんであろうとは思いますが、音を下げますね。チンチンチンという音、聞こえないような、かなり音を下げてるはず。一回下がってしもたらね。ああいうのを人を感じたら場合によったら最初の音より高いような、チンチンチン言うたら何かあるような気がするんですが、そういう意味で目に見えないといおうか、そこへ来て、ただ物を引っ張るとか、物を立てるとかというような安全対策じゃない方法を自分で考えられるのなら、そういう方法を考えたいというふうに思いますが、それについてはどうか。

それと、大綱第1点の2点目の馬場地内にある南泉寺大師線の改修といおうか、きれいにしてほしいと、また広くしてほしいという問題については、これは私道と市道では全然違いますね。あれはいわゆる南師線で泉南市の道ですから、やはりそれは提供をしてもらおうといおうか、そこを売る気がないというたら、これはしんどいとは思いますが、売る気があって、市として買って、その場所を改修するという形をとってくれということは、区長さんからくれぐれも言われてます。そういう話をするんなら、そういう形を言うといいてくれというぐらいにまで聞いてますので、まずそれは言うときです。

その上で、やはり買うとか何かいうことについ

ては、もう地域の方々にはかなり言うてるようですね。ですから、地権者といおうか、その市道沿いの方々は、買いに来てくれたら売らなあかなと。中心後退で何ぼとかいうことで、そこまでの意識があるように思いますから、もちろん市の財政のよくなるといおうか、そういう状況がないとそのものも迎えに行けないといおうか、その土地を買うこともできないことはわかるんですが、その考え方ですね、それについてちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

それと、農道が、例の農水課からいただいた土砂でこれをきれいにしていただいたんですが、その農道は、入るところはもちろん今の泉佐岩出野線ではかなり大きな道で、そこから入れるようになってます。それで、先ほど言うた市道南泉寺、林昌寺の方へ行く大師線、これにはひつついとるんですが、それが途中から、向こうから南泉寺の方から来たときに、農道の中へ入っていくとします。それはいい格好で軽自動車ぐらいは入れるような状態で地下道ができてるんですが、その向こう、上がったときに、ほんまにトカゲのしっぽを切ったようなと先ほど表現したと思うんですが、そういう状態でとまっています。

それについては、いわゆる用地確保、その土地の持ち主もかなり今協力的といいましょうか、小作でつくられておった方が、今度どうやら放棄されて、持ち主に返るようです。そのくらいまでの話を聞いてますので、あれは農水の方になるんですか、何とかそこら辺で考えられないか。

以上3点について、第1項目1つずつお答えいただけたらと、そういうふうに質問もしていきたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、南海電鉄の樽井6号踏切の件でございますけども、これについては先ほども申しましたように、安全対策はこれは事業者がまずやるべきであるというふうに考えておるところでございます。設備が整っておりながら事故が起こるといのは、それを通過する通過者が十分に危険なものであるという認識のもとに通行しなければならぬというふうに考えており

ます。

また、効果的ないわゆる安全設備ということがございましたら、当然南海電鉄も考えておられるやろうし、我々としましても安全策はこの方が効果的だということでしたら進言をいたしたいというふうに思っているところでございます。

それと、南泉寺大師線、これは何回も御答弁申し上げておりますが、樽井から岡中の岡大師、林昌寺まで通じる昔からの、江戸時代からの、それ以前かもわかりませんが、道路でございますが、これについては議員おっしゃられる部分については、家屋などが密集した部分ではございませんので、広げようと思えば用地の確保をすれば広げられるわけでございますが、市内にもたくさんの市道がございます。狭隘な市道もございますので、できれば安全策——安全策と申しますが、防災上の問題、また利便性の問題、これの事業効果の高いところから着手をしたいという考えを持っております。議員おっしゃられる部分については、農道的な意味合いの部分が強うございますので、順位的には相当後になるのではないかなと考えておるところでございます。

それと、既に泉佐野岩出線の事業はほぼ完了しておりますので、まず農道としてのトンネルはつくっていただいております。これについての農道の整備ですね、これは先ほども申しましたように順次取り組んでいかなければならないわけでございますけれども、相当の農道もございますので、現在は兎田農道の完了をまず第1目標といたしております。これが終わり次第、次の農道はどれにするかというランクづけをいたしたいと考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 樽井第6号踏切の使用者側の方でございますけれども、事故発生以前からもそうですが、事故発生以後につきましては特に幼・小・中含めまして、交通ルールを守ろうということで指導の徹底を図っているところでございます。

また、とりわけ踏切等々の危険箇所につきましては、先生方が定期的に、また継続的にグループとして出て、その場で現地指導をしておりますし、

またPTAの方々の御協力も得ておるところでございます。

なお、通学路としてでございますけれども、通学路として認めている場所でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、引き続いてそのことでいわゆる安全対策というんですか、あそこを中学生が通って、電車通学じゃないですから、あそこは単車とかそれから自転車、これの通行はカットになってます。軽自動車は通れないように真ん中にさくがあります。

そういう状態の中で、そこを行くと天神の森があるという、場所的にはそういうところですが、ちょっと離れると言うたらおかしいんですが、安全対策という意味で、今現在泉南中学の生徒があそこを通ってるので、関連して少し聞いてほしいんですが、ヘルメットをかぶるのが今1人もおらんという状況、これについては、できない規則とかそういうものはもうほうりなさいと。場合によったら、一番悪いことやろうと思いますが、危ないということがどういうことかということを知ってからやってもたら、中学生ぐらいやったら判断できるやろうぐらいに私は思うんですが、転ばぬ先のつえ、きょう現在はそういうことがないんです。何とかヘルメットをかぶらせたいんですが、それについて何か方法があれば、時間がないので手短にお願いします。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ヘルメットにつきましては、自分の命を守る、自分の体を守るという観点から、やはり進んで自分からかぶっていくべきものであろうというように感じておりますが、ルールとしてその学校で決まっているかどうか、これは学校サイドで決めることございまして、また確認をして、できればそういうルールで縛られることなく、みずから自分の体を守るという、そういう精神を育てていきたいと、このように思っています。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） よくわかりましたと言いたいんですが、それじゃちょっとね。今現在のヘル

メットの着帽の状況からしたら、そのような話で通じることか。特にあなたがいわゆる指導課の部長ですから、そういう立場で各学校にどういう通達を出してるのかなど。意見にしときます。

次、大綱の第2点、市営住宅の関係について。ここの中で、去年の1月に提訴され、5月に第1回の公判があった。それ以降、5回のいわゆる証拠調べというんですか、出したものの今動きをしてると思うんですが、では次の第6回目になるんですか、5月の12日という日を聞いたんですが、それはどのような公判といおうか、公判維持されてるのか、そこら辺についてちょっとお聞きしときます。

それと、前日も私同じようなことを聞いてますから思うんですが、議事録を見ますと、一日も早くそのものを、きょうはもっと強烈に、勝訴するために頑張っていくんやという言い方をされたと思います。もちろんそれは当事者の違いがあるんですからそれでいいんですが、今現在どのような状況というか、例えば証人喚問とか、だれだれが来いとか、こういう問題について出てこいとかいうような論戦に入ってるとか、それから一日も早くという感覚からしたら、どうも裁判自身の動きというんか、これの状況が見えないんですが、わかる範囲内で即答していただけたらと思います。

それと、ちょっと触れられましたね。昭和49年度以降、数回にわたって入居者と首長——市長ですか——との会合での事実関係についての有効性はどのようにとかいうような、そこら辺の話もされましたが、その中で市政自身が継続するのはこれは当たり前やと思います。市がよほど新しいどこかと合併してというような、そこまでの動きがあったら別なんですけど、そうじゃない。49年と平成12年のきょうでは、同じ状況やと思います。

さて、その中で事実関係で何か特別なことがあれば、まずそのことを教えてほしいというふうに思います。

それと、今度は普通財産になった方なんですけど、先ほども言いました平成12年度の予算案で、200万円がもう計上されとるわけですね。ですから、日にち的には今年度の早い時期にそれだけの

ものを出すということなんですけど、私、長岡住宅、その場所も行き、見てるんですが、長岡住宅の問題では、同じ今度新しい道が池の上にスポンとできて、その右と左に分かれたことだけで、5戸はきょう現在もう売られてというたらおかしいんですが、買われて生活されてるわけですね、自分のものとして。

残った5戸が、きょう現在は市がそれなりの、落ち度という言い方はおかしいかな、所有権の移転といおうか、いろいろな意味で境界の確定ができてなかったからということも聞いてるんですが、そこら辺はどういうふうと考えておられるのか。ただ、10戸プラス1戸の同じ対応を考えておられるのかどうかだけでも確認しておきたいというふうに思います。

以上2点についてお願いします。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、次の6回目の5月12日に予定されている公判の進みぐあいはどうなるであろうかということですが、これについてはちょっと今はわかりません。5回目と相当期間があくわけですが、裁判所の方も異動があるということも聞いておりますので、ひょっとすれば裁判官の異動のことも考えての公判日程ではないかというふうに考えておるところでございます。

それと、せんだって原告の方から訴えの変更がございましたが、これについては昭和49年の1月28日に市長と入居者が会合を持ったと。その会合の内容について有効性を判断していただきたいという訴えの内容でございました。これについては、たしか去年の5月の24日だと思いますが、市の方は不知ということ、そんなこと知りませんという意味の不知という回答をしておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 長岡住宅の5戸について説明申し上げます。

この長岡住宅につきましては、昭和49年、50年度、ほかの住宅と一緒に払い下げをするということで、確定測量等入ったんですけども、悲しいかな土地の確定ができなかったということで、

今現在まで普通財産として市の方が管理してるわけですけども、今後、先ほどの答弁の中でも言いましたけども、売却についての方針を今現在検討してるところでございます、できるだけ早い時期に回答を出したいというふうに考えております。議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、今の中でちょっと専門的なことですからわかりませんが、不知ということは、そのものがあつたとだれかが出してるのに、そのものについてはこちらはそんなことがなかったと、平成11年の5月の28日の公判のあれがありますが、にはそういうふうに言うたということですね。ちょっと待ってください。それが1つ。

それから、2つ目、昨年11年の第4回目の定例会でも回答を出してもとるんですが、「答弁書や釈明を求められた事項に関する書面等、あるいは証拠資料は一刻も早く裁判所に提出し、一日でも早い決着をとる考えで全力を挙げる所存でございます」というふうに回答をいただいておりますが、今後もそのもの自身が、勝つとか負けるという言葉は聞くともうお答えが出てきそうなんですが、円満解決に向けて進むのか、進めたいのか、そのことをこの2点出してほしいというふうに思います。

それと、もう1つ、9,200万という数字は、100%で計算したときであるということでしょうか。

以上。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 不知と申しますのは、そういう会合があつたかなかつたかと、そういう判断をするものではございません。知らないという意味でございます。資料がないから知らないというお答えをさせていただいたところでございます。

それと、円満解決ということでございますけども、訴訟に円満解決はありません。勝つか負けるかということでございますので、訴えられた以上は勝たなければならない。そのために行政は全力投球するということでございます。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） はい、お話よくわかりました。そのとおりやろうし、そういうふうに思いますが、話し合いのきっかけといおうか、いざ言うたら、裁判であろうが何であろうが、今人が死んでるやつを生き返らせという話をしてるんじゃないんですから、私が言うてるのは、少しでもそういう、生活保護の方の話でもしましたが、できたら勝つ負けのだけやなしに、その中で過去のいきさつとか何かがあれば、そういうことを考慮するとかというような、人的なといおうか、気持ちの上ですね、その発露といおうか何か欲しいように思います。意見でいいです。

それでは、3番目に入ります。いわゆる福祉行政についてですが、現在おくれることはないというお話をいただけたと。

それと、もう1つ気になるのが、こういう介護保険を申請されて、それを認定する数が、私の聞いてるところでは約千五、六百ぐらいやないかなというふうに思ってますが、その千五、六百の方が、きょう現在は861人で、そのうちの決まったのが七百何ぼと言われましたね、そういう数字。ということは、八百何ぼということは申請率がまだ50%をちょっと超えたくらいの感じなんですが、そういうふうにとらえてよろしいんでしょうか。数がまだたくさんあるのに、自分のところは世間の状況を見てからとか、何かそんな感じがしますから、それについてちょっとお答えください。

2つ目、まず福祉行政の生活保護について、物の考え方の中で、いわゆる最低生活というのは、私の勉強不足やろうとは思んですが、最低生活とは例えば自転車があるとか、自動車があるとか、何か特別なものをあげつらって言うてるとは思んですが、1人の小学生、中学生、もう1つ幼稚園も入れましょうか。それに夫婦——夫婦がなくて生活保護というのもしんどいと思うんですが、それもあるかもわかりません。そういう状態でケースとしてどのくらいが最低生活なんでしょうか。いわゆる国が言う最低生活、市が今まで対応してる最低生活とはどういうものなんでしょう。給料がないだけやったら私もと言いたいんですが、いろいろあると思うんですよ、そういう意味では、

以上です。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、最初の御質問の介護保険の認定状況の件でございます。

先ほど議員言われました千五、六百件と、この件数につきましては、一番最初この介護保険の事業計画を現在つくっておりますけども、その中で要介護者と老人人口、その辺を積算する場合に見込み数という形でその数字を出させていただきました。

そして、その中で、あとその中から要介護者の数が1,000人ちょっとぐらいやったと思うんですけど、ちょっと具体的な数字は今持ってないんですけども、そういった数字の中で介護者が出ると。そして、その介護者の中から、今現在実際に要介護認定されてる申請者の方が出てこられて、その数が先ほど申しました現在861人という形になってるわけでございます。

そして、この数字は2月末現在でございますので、あとまだ3月いっぱいまでだと思いますけれども、その後また4月以降にもひょっとしたら介護申請される方も出てくるかもわかりませんが、そういった中で我々としては数字を決めていったという経過でございます。

それと、生活保護の分でございます。これにつきましては、先ほど答弁しましたように、憲法の25条で最低生活が保障されております。その中で国の方が各世帯の人数に合わせて最低生活の生活費というのを積算されております。

そして、基本的に、先ほど申しました夫婦あるいは子供さん、小学生の方、あるいは中学生の方によって若干数字は違って来るわけでございますけれども、平成12年度の全国的に積算した数字として、標準4人世帯、これは国が積算してるので、33歳の男子、それから30歳の女子、そして小学生の子供、そして4歳の子と、こういった形で、これは全国的な最低生活費ですけども、それで年間約242万7,000円を出されております。そして、月額にしまして約20万2,000円。こういった形で、これはあくまでも基本的な数字として出されてるんですけども、こういった数字で国の方は示されております。

ですから、やはりその世帯世帯の構成人員によりまして数字が示されてくると。それをまた我々としては、そのほかにまたいろんなケースというんですか、家庭の事情でもし加算されるものがあればまた具体的に加算して、それで月額を出していくと、そういうことになっております。

そして、あとその世帯にもし収入がございましたら、それを引いて、そしてこれが最低生活費ですよということで御相談申し上げると、こういうことでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 時間が迫ってきますというか、45分までしかなかったと思うんですが、2つ一緒にさせてください。

大綱の第4点目、下水道行政です。ここの中では、男里の大里川のポンプ場があります。あのポンプ場の後ろ側には、大きな防潮堤がそのままきょう現在もあります。その防潮堤を突き抜けると、向こう側の受け入れのといおうか、今度の海岸のところに出る道とつなげるといふふうに思いますが、そのこの供用するといおうか、そういう形にするためには、下水の方がおくれるとあかんということを言われましたので、どうか下水の方、前回の5号踏切のような時間を費やすんやなしに、できるだけ頑張って進めていただきたいと。悪いんですけど、もうお答えは要りません。

次、そのときの堀病院で、前に人を飲み込んだ川がありましたね。それで岡田まで流れた。ああいう状態があったと思うんですが、それで亡くなっております。きょう現在、取り込みとか飲み込み、そういう言葉をたくさん使いますが、あの径といおうか、地下の河川を見たら直径5メートルぐらいあるんですか、5メートル、5メートルぐらいのかなり大きなものですから、入り込んだらどうにもなりません。その安全対策ということを特に頑張りたいと。その前に何重にでも人どめとか材木とかごみどめとか、そういう考え方はちょっと乱暴過ぎて申しわけないです。済みません。

それと、もう1つ、農業公園のかるがも計画の花卉団地の状況というのは、それを要望された時

期と、今でき上がって、そろそろ分譲開始やという時期とは大分時間がずれてる。約20年おくれでるといふか、日にちが経過してると違ふかなという状況からしたら、その熱といふか、これについてかなりしんどい状態があると思ひます。過日のおそら辺で坪当たり50万とか70万あった道路沿いのものを売って、そして花卉団地を買って、その資金にしようとするに考えておられたと思ひますが、そういう意味からしたらきょう現在の状況では20万、30万で、半減どころかなりいっただと思ひます。そういう意味で何か補助といふか、そういうことを考えるかどうかといふこと。

以上、おそら辺をお聞きして終わりたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 農業公園の入植の予定のことではございますが、農用地の整備は既にほぼ終わっております。20年もおくれでると、そういうことはございませんで、平成4年から構想を持ちまして、実際四、五年程度の事業で、もう間もなく農用地の整備は完了するということではございます。

入植予定者、これにつきましては当然事業を開始した当時のバブル状況とは違ひますので、現在の造成単価と申しますか、これについては坪当たり8万円以上を超えておるといふことではございます。これについて入植者は難色をされておられるわけではございますけども、府の公社の方もできるだけ単価を下げて事業を完了したいという考えを持っておられます。原価を割ってでも入植はしていただきたいという公社の意向もでございます。また、市といたしましてもそれを支援するために、構造改善事業等の入植者が予定しやすいような形態をとっていきたい、支援をしたいということでは取り組んでおられるわけではございます。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

雨水の取り込みゲートでございますけども、安全を第一に考えておりますので、取り込みゲートの中にはさくを設けて、大きなものとか動物とかが入らんように、きちっとひっかかるように安全

策を講じております。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 時間内で終われるように御協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で終わりたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 以上で松原議員の質問を終結いたします。

3時15分まで休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時16分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

2番（小山広明君） ことしは市会議員の選挙でもありますし、我々ほんとに最後の新しい予算の審議をこの議場でやるわけですが、お互いに頑張っていて、ほんとに泉南市民1人も議会の行為で悲しむようなことがないように、我々はともに、意見の違ひはあっても協力してやってまいりたいと思ひますので、またよろしくお願ひいたします。

さて、今の時代、本当に混沌として、一体どの方向に進むのかといふことが全く見えない、そういう状況にあります。しかし、考えてみますと、地方分権にいたしましても、介護保険の問題にいたしましても、これまで私が議論してまいりました平和の問題にしても、確実に地方が責任を持たなければならない、そういう時代に私はあると思ひます。

このことは、私たち地方議会に身を置く者として、本当に政治の先端に立って自信を持ってこれからの混迷した社会を切り開いていく、そういう自信を持つ時代に入ったと思ひますので、これまで以上に苦勞もあり、また勉強もしなければならぬ、そういう状況にあると思ひますので、ともに頑張っていてまいりたいと思ひます。

また、泉南市がどう変わったのかといふことを市民が感じるためのやはりインパクトのある行動をしていかなければならないと思ひますが、大変小さなことを言うようでもありますけども、私はたばこの問題で、くわえたばこをしながら仕事をしたり、またたばこを持ちながら廊下を歩いたり、

きのうも市役所の庁内で作業をしておられる方がくわえたばこで棚をつるす仕事をされておりました。このことは大変見苦しい。

市の職員の姿勢がそのことで一挙にイメージされるという、そういう問題を持っておられるわけですから、本当に小さなことに我々はもう一度、今まで許されたからこれからはいいんだという、そういう甘い姿勢ではなしに、議員はそのために率先してやはり頑張っていきたいし、もう一度自分たちのあるべき姿を振り返る必要が私はあると思いますので、大変僭越で、このような場から言うのは大変問題でありますけれども、しかし、やはり市民がそういうことを通して市を理解し、議員を理解し、議会を理解するということを考えますと、私たちはそのことを本当に私も含めて襟を正していきたいと思います。

それでは、質問通告に従って質問をしてみたいと思いますが、地方分権と行政手腕ということが市長の市政運営方針の中にもあるわけでありまして、市長はこの行政手腕ということをごどのように考えておられるか。私はいまだに行政の中で長くおられた市長だけに、行政の中、役所の中だけにおられる感覚がまだ残っているようにしか見えません。きょうのいろんな議論の中でも、市長のやっていることには自信を持って答弁されておりますけれども、かなりずれておるなあという感じを持つことがいっぱいあります。

そういう中で、市長はこの行政手腕ということをご地方分権という状況の中でどのように思っておられるのか、まずこのことを示していただきたいと思います。

次に、財政再建の問題であります。

いろんなことが議論されておりますが、私は1つのことを提起して市長の考えをお聞きをしたいと思います。補助金や助成金、委託料という問題についてであります。当然そのことは行政目的を持ち、事業目的を持っておられるわけですから、永遠にそれが必要ということはありません。当然、市民みずからが自立をし、その助成によって力強い事業が行われていかなければならないわけですから、目的と、その目的が遂行されるまでの期間を、補助金や助成金を出すときに切る

期間を示して、私は助成金や補助金を政策化していく必要があると思います。

そういう意味で、今まで出しておったものも一度ゼロから出発をして、目的は何か、そしてその目的を達成するためにどのぐらいの期間がかかるかということをごきちっと精査して、そういう補助金の出し方をすべきではないかと思えます。

例えば、今回、75歳以上の人たちに毎年出してまいりました老人祝い金を実質的には廃止する議案が出ておりますが、このことはやはり議論の中でも、関係者に説明をしたのかという質問に対して、そういうことを説明しても賛成していただける方がないから、これは市の判断でやるということをご堂々と担当助役は答弁されておりますが、私はこういう問題こそきちっと関係者に市の状況を全体的な状況も踏まえて説明をし、できれば納得していただく形で議案提案をすべきだと思います。これは1つの例でありますけれども、そういうようにきちとした説明責任が特にこれからは強く問われると思いますので、市長のこういう面についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、空港の問題であります。

これはだれが見ても空港の基本理念がもうすっかりなくなっただと思っているのは、普通の市民の多くの思いであります。その一番大きな理念が形を持ったものが、陸上飛行の問題であることは言うまでもありません。この本会議場でも陸上飛行の話があったときに反対決議を上げておることからも、そのことは言えると思うわけであります。

しかし、何度も何度も議会で反対決議を上げたにもかかわらず、国や運輸省が陸上飛行策動の働きかけをしてくる中で、とうとう議会も、また市長もその前に屈して、現在陸上飛行がされておられるわけでありまして、議会から、また市長からはいろんな言いわけもあるでしょう。しかし、市民が思っている思いは、やはりだまされた、初めから陸上を飛ぶことはわかっておったのではないかと、そういう思いとして残っている問題を軽視することはできません。

そういう中で、私は市民の皆さんと一緒に陸上飛行は違法だという裁判を、陸上飛行がなされた

12月3日に裁判所に起こしました。その裁判の判決が、前回高裁の判決がありました。地裁の判決を踏襲するものでありまして、簡単に言えば、飛行コースについては住民には訴える権限がない。飛行機がどこを飛ばうと、それは運輸大臣の専権であるということが堂々と裁判の場で述べられております。

果たして、そういうようなことで議会や市長も含めて納得するのでしょうか。どこを飛ばうと自由だというのであれば、あの約束は一体何だったのか。議会でもそれは約束違反だと言った決議は一体何だったのか。初めからそういうことであれば、飛行コースはどこを飛ばうと運輸大臣の権限だから、初めは海上だけと言っても、後はどうなるかわかりませんよというのがちゃんとした説明責任ではないでしょうか。余りにも地元を軽視した国のやり方であると思いますし、そのことに対しては前の市長も、また今回の向井市長も憤りを持って、陸上飛行の話があったときには憤慨し、怒っておったことを私はいまだに覚えておるわけですから、その思いについては共有するはずであります。

しかし、先ほど言ったように、市民がやっぱり国は初めはいいかげんなことを言って、つくってしまえばどうにでもしてくるという思いとして残っているこの気持ちは、私はかなり大きな損失であり、今後大きな問題を持ってこざるを得ないと思うわけであります。その面について、そういう基本のところであつたこの関西新空港の基本理念について、市長は今正直どのように思っておるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、市営住宅の問題であります。

このことは裁判の場でも今議論されておりますけれども、果たして裁判の場にだけゆだねておいて責任が済むでしょうか。このことは、明確に20年以上にわたって払い下げをするということ、この議会でも行政がきちっと行政行為を具体的にやってきた問題であります。このことは、だれが市長になっても、その20年にわたる約束をほごにするということは、社会的に考えても大変な損失であり、理屈の上ではできても、実際の面、財政の面、感情の面からいっても、それを覆すこと

は力で無理やりにねじ伏せる以外には私はないと思うわけでありまして。また、そんなことが許される時代ではありません。

だから、市長の答弁も、住民の理解がなければ市がやろうとしている建てかえもしないと言っておるわけでありまして、その限りにおいては現状で維持しますよということを公言しておるのに等しいわけでありまして。

では、そういう状態が続いたら一体どうなるかということ想像していただければわかるはずであります。この問題以来、社会のインフラや設備がどんどんよくなっている時代に、はるかに耐用年数を過ぎた住宅に、市営住宅という名のもとに手直しすることもできず、その古い家に住まわされておる入居者の皆さんの人権、命の問題を考えると、私はこのことは法的な問題以前に、市民に対する市の責任として、市長が政治力をもって一挙に解決する問題だと思っております。

住民に一体この問題が何の責任がございましょうか。市と国の関係では理屈はわかります。しかし、住民は全くそのことはあずかり知らないことであります。主権者、住民に対して、行政の末端、いわゆる地方分権の中で一番責任を持たなければならない行政が主権者に行った約束の重みは、私は国に政治家として訴えるならば理解できないはずはないと思っております。

私は、初めて内閣総理大臣小淵恵三さんから直接Eメールで手紙をいただきました。このことは住宅問題ではありませんけれども、私が豊島の現地に行って肌で感じたことを書きました。そうしたらその内容は、私たちが出しているごみがあつた豊島という島の中に50万トンに上る廃棄物が埋められ、ただ埋められただけではなしに、そこに油をぶっかけて燃やして、その島の人たちにぜんそくを患わすような大変な被害を与えて放置してきた問題、そしてその現場が全く海に汚水が流れ出すことを防止しておらないまま放置されている。

その現状を見たときに、その50万トンのごみをどうするかという処置の仕方についてはゆっくり議論していただいても結構ですが、毎日毎日海の中に流れ込んでこの産業廃棄物の汚水をとめなければならないという思いを持ったのは、人

間として当たり前の感覚で、もし小淵総理がその現場に立てば、そのような指揮をするだろうと、そのように思ったから、その正直な手紙を書いたわけでありませぬ。

このことは、朝日新聞の「声」欄にも採用していただいて、豊島の現地の方からも手紙をいただきました。本当にこの豊島の問題は、今、日本社会が抱える、つくるだけついても後のことを面倒見ない、ほったらかしという無責任な社会のあり方を象徴する問題として、私は小淵総理に直接Eメールで手紙を出したわけでありませぬ。そうしたら、丁寧に「私」という主語でEメールをいただきました。そういう原則、主権者に対して正直に立ち向かうという姿勢は、政治的な考え方はいろいろあっても、やはりそういう真摯な態度が私は必要だろうと思ひます。

市長がホームページを開いておひますが、意見に対しては返答できませんという態度と、小淵総理の意見があれば言うてくださひ、そしてみずからメールを送るという態度には、私は余り比較はしたくはありませんが、市長の態度は私は小淵総理に比べれば冷たいのではないかと思ひます。そういう意味で、この市営住宅の払い下げ問題は、裁判という経過とは別に政治家として、また主権者、市民に対してとるべき決断が必要ではないかと思ひます。

そういうことで、市長が建てかえを決断した、その判断の是非もめぐって、きょうの段階に立つて、私はこのことについて再度市長の建てかえ決断の撤回を求めるとありますが、そのことについてお答えをいただきたいと思ひます。

続いて、測量図面の紛失の件でありませぬ。前回の本会議でこの問題を取り上げたときに、探したけれどもなかったということで、そのときにお示しいたしましたが、業者の方には測量図面があるということをおひ聞いておひましたから、ないのであれば業者の方にもらうべきではないかということをおひ質問いたしました。そのときに担当部長が答えたのには、そのつもりもありませんというにべもない御返事でした。

私は、この回答の姿勢には、市が市民の皆さんの税金を使ってやりました事業成果、測量図面が

ないということの問題の重大性を考えるならば、業者にあるということをおひ提起したその段階で、すぐにも業者に行つてそれをもらおうという、まあ経費は払わないといけなひと思ひますが、もらおうという措置をするのが私は普通の感覚だろうと思ひますが、そういうことが即座にはなく、市長との長いやりとりの中で、市長は探してもなければ業者の方にもらうように手続をしたいということをおひ言ったのには救われた感じがするわけでありませぬけれども、そういうように行政マン全体もやはり市長のように、選挙でそういう立場を得るといふことは市民の感覚が入ってくるということをおひ証明するんだと思ひますけれども、やはりもう少し議論の中身においては人間らしい対応をしていただきたいと思ひます。

この測量図面については2月24日に見つかったということが報告されましたから、その責任の是非というのはまた別として、まずよかつたなと私は思ひます。そして、このことについて、二度とこういう重要な文書が行方不明にならないような措置をどのようにこの反省からされようとしておひるのかをおひ尋ねをしたいと思ひます。

次に、ごみの減量努力者への還元ということ、これもこれまでの議会でも議論してまいりました。有料化といつても、ただお金を取るという問題ではなしに、標準的な量のごみ袋を配つて、それよりも減れば、やはり減量化努力をしたくなるというような価格で市が買ひ上げる。当然、標準よりも多く出せば、それはまたお金を出して袋を買ってもらふ。そういう指定袋でなければごみを回収しない、そういう処置をおひ提案してまいりました。

このことは行政がとりたててお金がかかる問題でもありません。しかし、これまでの行政の態度で申しますと、そんなことをしたら不法投棄がふえるとか、ごみ袋の中にぎゅうぎゅう詰めて、ごみを集める方が腰を痛めるといふような、枝葉のような言いわけをおひしておひるわけでありませぬが、それはそれでどんなことをやつてもすべての政策が100%実行できるわけではないわけでありませぬから、市民に対する指導ということもあわせてこのような処置をおひ提案したいと思ひますが、この面へのこれまでの検討、また実施に対する予定などをおひ聞

かせいたきたいと思います。

次に、年齢差別禁止法ということについて御質問いたします。

これは泉南のあいぴあで講演がありまして、松下電器の労働組合におられ、今は退職者のボランティア運動を一生懸命やっちらっしゃいます方のお話があったときに、この方がアメリカには定年がないようでありませうけれども、しかし、やはりこの法律ができるまでには年齢だけで差別をされるということがあったということで、退職者が一致団結をしてアメリカにこの年齢差別禁止法というのをつくったという話を初めて私は聞きました。

本当に私たちは人権とか差別というようなことを言っておいても、なかなか気がつかない問題もあるんだなということ、このとき初めて知ったわけでありませう。年がいけばいくほど個人の格差は広がってきます。若い方は人に合やすということが出来るわけでありませうけれども、年齢がいつてまいりますと、なかなか個人の格差が多く出てまいりますから、70歳でも元気な人もおれば、50歳でも病弱な人がおることは当然であります。それをただ年齢だけで私たちの社会はいろんなことをしておるのではないでしょう。

その一番大きな例が、やっぱり定年の問題であります。また、働きたくても定年というものがありますから、安い値段で、本当に正当に評価されればいいわけでありませうけれども、本当に雇ってやるわというような態度で人を扱っておる面があります。このことはやはり年齢に対する差別を許さない、そういうことが私は必要だろうと思ひます。

こういう表現を私は初めて最近聞いたわけでありませうが、この年齢差別禁止法という問題について行政はどのように考えておるのか。また、これは国の問題で法律的にしなければならぬ問題もあるわけでありませうけれども、市の行政としても、市の政治としても、この問題を生かした条例や施策をすることは可能でありませうから、この面についてのお考えをお聞かせいたひたいと思ひます。

最後に、無防備地域宣言運動の意義について御質問をします。

これは、市長も現在の非核平和都市宣言がそのような趣旨を踏まえているという前向きな答弁がありました。この問題、今全国に私たち市民派議員というもの、各議会でもこのことを議論しております。そして、このことは私たち国民、市民に余り知られておらない概念であります。

日本が署名をしておらないということもありませうし、きのうの質疑の中でも国際的な条約の問題が話に出ておりましたが、この問題は154カ国が署名をしている問題であります。つまり、地方自治体に戦争に対して反対する権利を国際社会が与えたということで、私は大変大きな意義のある国際条約だと思ひます。

今、国というようなこれまでの概念が取り払われ、ほんとにボーダーレスに国というものを越えて地球レベルでいろんな問題が動いておるわけでありませうから、国というものだけを考えて私たちが生きる、平和の問題を考えるのではなしに、一番人権、人に近い地方自治体が主体となって平和の問題も考えていくためには、私はこの無防備地域宣言というジュネーブ条約の第1議定書をベースにした地域の平和条例をつくり、平和のまち泉南ということ、それこそ191ある全世界に向かって発信することが、きのうの市長の答弁の中にもありましたけれども、本当に世界に泉南市をイメージし位置づけていくことについては、私は大変意義のある国際条約ではないかと思ひますので、こういうものを踏まえて市長なりにこの国際条約を生かした市政を進めていただひたいと思ひますし、市長も平和条例の必要性については言及されておるから、この面については意見だけにしておきます。よろしくお願ひをいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 小山議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、地方分権と行政手腕ということについてでございますが、平成12年4月1日からいわゆる地方分権一括法における関係各法が改正されたことによりまして、戦後改革以来の大改革と言われている地方分権制度がスタートされます。

この制度の根幹は、市長が国の機関として国の

事務を執行する機関委任事務が廃止され、新たに自治事務及び法定受託事務に再構成されることによるものでございます。

この機関委任事務は、本市の事務のうち多数を占めるものであり、事務の性格上、極めて強い国の監督権が及んでいた事務であって、言うならばこの事務が長年にわたり国と地方の上下関係を保ってきたと言っても過言ではないかと思われま

す。さらに、今般の改正では、自治事務はもとより法定受託事務においても、法令に違反しない限りにおいて条例制定権が保障されたことにあわせて、従来のような強い国の関与が地方自治法により類型化され、法律に定められていない関与については原則行えないこととなっております。

以上のことから、従来のような画一的な行政運営から、より弾力的な行政運営へと転換を図ると同時に、自立した行政運営が求められてくると考えられます。

以上の主たる制度改正の趣旨を踏まえ、本市におきましては自己決定、自己責任のもとに、住民ニーズに合ったきめの細かい行政運営を展開し、より住民に近い行政を実現していきたいと考えております。

また、行政手腕ということでございますが、これはそれぞれの市や町が抱えている問題について、一定これをいろんなところへの働きかけも含めて実現をしていくことだというふうに考えております。これは結果論として評価されるものというふうに思っております。

泉南市も、これからオリジナリティー豊かな施策を進めていかなければならないというふうに考えておきまして、最近本市に対する評価というのは年々高まってきているというふうに理解をいたしております。

例えば、去年12月に生まれた「大阪アラカルト」でございますけれども、この中では、南大阪地域にあって文化ホールの建設よりも福祉センターを最優先したり、埋蔵文化財展示室を充実させたり、環境マネジメントにも力を注ぎ、南大阪湾岸南部流域下水道組合において、下水道では全国で初めて環境ISOを取得するなど、近隣の市町村とは一味違う独自の路線に基づいて観光開発の

進む泉南市というふうに評価をされております。

また、昨年、11年に日本工業新聞にもかなり大きく取り上げていただいております、専門新聞でございますからなかなか目に触れないかというふうに思いますけれども、この中でも、大変恐縮ではございますが、書いてあるとおりでございますので、技術畑出身の市長が陣頭指揮をとる大阪府泉南市は、グリーン調達、省エネ、リサイクル制服の着用推進、さらには大阪湾唯一の自然干潟を市民とともに守る運動を展開するなど、きめ細かな地球環境保全活動が泉南スタイルとして定着してきたというふうにも評価をされております。今後とも地方分権の時代に合った形での行政運営に努めてまいりたいと考えております。そのことが私自身のまた行政手腕ということになるかというふうに思います。

次に、関西国際空港の関係で、先般2月29日に高裁判決の出したことについてでございますけれども、このことは、御承知のとおり平成10年12月3日から新飛行経路、つまり陸上飛行ルートの運用が開始されました。運用開始に当たっては、泉州9市4町すべてにおいて容認されたところでございます。

今回の裁判は、小山議員を含む8の方が、国、大阪府、関空会社を相手どって、陸上飛行ルートの差し止め及び埋立免許無効確認を求め訴訟を提起されましたが、昨年5月25日、第一審で国及び大阪府への請求は却下、関空会社への請求は棄却という原告敗訴の判決が大阪地裁で出たことは御承知のとおりでございます。さらに、原告のうちの小山議員を含む6の方が、これを不服として6月7日に控訴されまして、大阪高裁で争われていりましたが、本年2月29日、国、大阪府、関空会社に対する訴えは、いずれも棄却という原告敗訴の判決が出されたことも承知いたしております。

さて、陸上飛行ルートにつきましては、平成8年に国から提起されて以来、さまざまな議論がなされてまいりましたが、平成10年3月、大阪府は運輸省に対して飛行経路問題にかかわる総合的な取り組みとして、航空機騒音の軽減措置、環境監視体制や苦情処理体制の強化などの環境面の特

別の配慮を要請いたしました。それを運輸省が受け入れ、また7月には泉州各市町がそれらの誠実かつ確実な履行を求めたところ、運輸省が受け入れたことによりまして、本市を含む泉州9市4町すべてが陸上飛行ルートを容認したわけでございます。

その後9月には、国、関空会社、地元自治体などによる飛行経路問題に係る協議会——いわゆる五者協と言われているものでございますが——が設置され、現在に至っておりますが、今月3日の早朝にも協議会が開催され、飛行経路の運用状況、常時観測局や定点観測局における騒音結果、また飛行高度、苦情処理状況について詳細に報告がなされたところでございます。今後とも飛行経路、飛行高度等について適正な運用がなされ、住民に対して疑問が生じないよう、五者協の場を通じて監視をしてまいりたいと考えております。

第1期埋め立てのときから、この陸上飛行ルートの提案があったことに対しましては、私も当然1期のときは「努めて海上を飛行し」ということが前提であったというふうに思っておりますので、大変遺憾に思いますとともに、大きな憤りも感じたところでございます。しかしながら、関西国際空港の全体構想を推進するという立場から、一定の条件を付して容認をいたしましたところでございまして、これは現在泉州9市4町すべて容認をいたしましたところでございます。

ただ、監視はこの五者協を初め環境監視機構を通じて、今後とも十分監視をしてまいりたいと思っております。ちなみに、先般の報告では8,000フィート以上で陸域に入るということでしたが、実際の飛行では約1万フィート以上、1万から1万二、三千フィートで陸域に入っているということでもございました。そういうことも含めて、今後十分監視をしてまいりたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 財政再建の方法についてお答え申し上げます。

本市の財政状況は、平成10年度決算において昭和61年度以来12年ぶりの赤字決算となり、極めて深刻な状況であり、また今後もしばらくこ

のような状況が続くものと考えております。

財政難の原因でありますけれども、景気の低迷が続く中、市税収入の伸びが見込めない一方で、人件費、公債費などの義務的経費が毎年確実に増加していることが大きな要因であると考えております。

〔小山広明君「僕が提起したことだけ答えてくれればいい」と呼ぶ〕

総務部財政課長（石橋康幸君） 現状の厳しい財政状況からの脱却と健全な財政運営に全力を傾注するため、中長期的な視野に立った財政運営方を策定するとともに、当面予測される財源不足を解消するために取り組むべき方針を取りまとめ、昨年6月に中期的財政展望としてお示したところでございます。

小山議員御提案の補助金の目的が達成されたならば見直してはどうかということでございますが、現在補助金につきましては46団体で、額にいたしますと約8,000万円を助成しているところでございます。その中には、ABC委員会あるいはシルバー人材センター等、いろいろとその会の趣旨、目的等も違う団体等もございます。そういう中で、今後補助金のあり方等も十分検討しながら進めていきたいというように考えております。

そして、やはり何といたっても財政再建に、健全な財政基盤の確立に向けて、我々自身としては可能な限り努力を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、昭和60年度に実施をいたしました3住宅の測量業務委託の件でございますが、これにつきましては昨年の第1回定例会におきまして、井原議員の方から、その測量図面は今どこにあるのかというお尋ねがございました。そのお答えといたしまして、私の方から、「その資料でございますが、実施したのは総務課でございますけれども、費用については事業部の方で予算計上いたしました。また、成果品については総務で所管しております」という御答弁をさせていただきます。

この時点で、成果品について私確認しておらなかったわけでございますけれども、この事業は完

了しておりますので、資料は当然あるという判断のもとにお答えをさせていただいたところでございます。

その後、探しましたところ見当たらなかったということで、この2月まで至ったわけでございますけれども、この間に数度私どもの方が探しましたわけでございますけれども、見つけることができなかったということで、市民に対しては書類の管理はどうなってるのかというような不安の認識を持たれたということに対しては、申しわけなかったということで、深くおわびいたしたいと思っております。

それから、前回の第4回定例会のときに、私、業者からもらわないという答弁をさせていただきましたが、これについては当然市が業者に発注をして、その事業が完了しておるわけでございますので、あるという確信を持っておりましたし、また業者に対しては、ないから再度もらうということは、業者と市とのいわゆる業務の委託契約のことに対するの疑念も持たれるのではないかという判断をいたしましたので、そうお答えさせていただいたわけでございます。結果として今回ある程度の資料が見つかったわけでございますので、今後これの反省のもとに、4月から泉南市の情報公開条例も施行されますので、文書管理については十分な注意を払って、市民からの情報公開に対しては迅速に対応しなければならないというふうに思っておるところでございます。

それと、平成7年の12月に払い下げはしないという行政の意思決定をしたわけでございますが、我々はその決定に対して業務を現在も続けておるということでございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員のごみ減量化策につきまして御答弁申し上げます。

ごみ減量化策につきましては、私ども平成4年から行っております新聞、雑誌など5種類等の有価物集団回収に取り組んでいただいている各種市民団体への奨励金の交付を行ってきたところでございます。

また、市内公民館での牛乳パック持参者並びに各小学校での牛乳パック回収に対するトイレットペーパー提供などリサイクルに対する助成を継続

してきたところでございます。

また、本年4月からは一般家庭に生ごみ減量化処理機器を普及させることにより、生ごみが堆肥化することにより減量化を促進し、またごみの減量化に対する意識の高揚が図れるため、購入者に対しまして一定の補助を行うべく、12年度予算に予算計上をいたしてございます。

議員御指摘のごみの有料化につきましては、ただ単にごみを減らすために行うのではなく、どのようにしてごみを減らしたかが大事であると考え、行政がその受け皿を整えるのが役目であるかと考えてございます。

また、4月からのプラスチック容器につきましては分別収集も行うわけでございますが、これらにつきましても分別収集の整備の途上であると考えており、現在大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議の分科会において、有料制について調査協議をしているところでございます。これからも市民の皆様にご協力いただける清掃業務を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、年齢差別禁止法についてでございますが、議員御指摘のとおり1979年にアメリカでは40歳以上を対象に年齢を理由とした雇用差別を禁止する年齢差別禁止法が成立してございます。また、欧州連合も1997年のアムステルダム条約で、あらゆる差別との闘いの規定を盛り込みました。これに基づき1999年11月には欧州委員会が、性別、人種、宗教、性に対する考え方と並んで、年齢による雇用差別の禁止を法制化の基準となる共通指令案に提案されたところでございます。

議員御指摘の法整備につきましては、国政の問題であり、一地方自治体では直接言及できるものではありませんので、1つの問題提議として受けとめさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 一通りの御答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後、白谷さんに大変調べていただいて、私も

いろいろこれを聞いてから資料を取り寄せようと思って調べとるんですが、なかなか日本に資料がなくて困っておったんですが、私が知っている以上に御説明いただきまして大変ありがとうございます。

考えてみれば、年齢だけで差別するなんていうことは本当にあってはならないことですし、我々はそういうことに気がつかずに差別とか人権の問題を考えてきた。そのほかにも気がつかない問題がいっぱいあるということ、むしろこの問題を通して私はもう一回改めて考えたわけなんです。

市長、これは国の方の法律という問題もありますけども、別に年齢によって差別をしないということはだれも否定しないわけですから、これは泉南市が地方分権なり行政手腕ということも言われましたけども、こういう問題は余り知られてない。せっかく泉南市の公的な機関での講演の中で私は耳にしましたから、私だけじゃなしにほかの人も耳にしたと思いますし、その講演者によると、労働組合の方でもそのことを今議論しておりますという質疑の中で回答があったんで、市長、この問題は行政の中で生かせるもので、今やはりそういう職員の採用なり、いろんな施策の中で、もう一遍年齢だけによって差別をしてないかということをチェックして、ひとつ新しい施策を生み出したらどうかと。

私も提案するほどまだ具体的にはないんですが、先ほど壇上で言いましたように、年齢だけで採用しないとか、年齢だけで何か制限されるというのはやはりおかしいということを受けばすぐわかったので、その辺、最後の答弁から再質問になりますが、ちょっとその辺で市長のお考えを。市長も余り聞かれたことはなかったんじゃないかなと思うんですが、その点で今白谷部長がちゃんと答弁していただいたんで、我々もよく理解しましたので、市長の政治家としての考えをちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 日本の雇用状況とアメリカとは若干性質が違うと思うんですね。（小山広明君「欧州も」と呼ぶ）欧州もありますね。日本は、どちらかといいますと、定年制はありますけれど

も、終身雇用制に近い形でずっと来た。最近若干変わりつつございますけども、そういう歴史的な背景がございます。

特にアメリカなんかは、結構好不況によってペイオフをはっきりやるという国柄でありますので、若干生い立ちが違うかなというふうに思いますが、日本においても現在のいわゆる60歳定年制を見直すという動きも一方で出てまいっておりますし、それから国の施策で、特に今不況の中で中高年の皆さんが職を失ってる方が大変多いという中で、中高年を採用した場合に一定の助成をするような制度もでき上がってきております。そういう形で、やはり時代時代によって、その雇用のあり方も変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。

我々といいますか、市とかの公務員の場合は、どうしても入られた方が余り不利益にならないようにということで、一定終身雇用を前提としてるような形になるんですけども、年金が受給できる年齢まで採用するというのが一般的に行われているわけございまして、それが1つの何歳以下というような募集要項になってる場合が多いわけございまして、このあたりもこれからの高齢化社会という中でどうあるべきかというのは、真摯に検討する必要があるのではないかなというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 高畑敬一さんと言われた方だと思うんですが、ナショナルの労働組合の委員長をされて、後は経営の側の常務もされたということですから、この方がそういうニュースの中で、松下の労働組合は65歳まで定年を延長させたという取り組みも説明されたように、少子化、高齢化ということで働く人がどんどん少なくて、年金とか高齢者を支える人が少ないという今の流れに対して、当時50歳代の寿命が現在80歳を超えた寿命になって、50歳の寿命のときに定年が60歳だったと。だからそういう理屈から言えば、20年は定年を延ばしてもええやないかという、そんな発想もされておりました。

それから、やっぱり女性がどんどん職場に出てくる。子供さんがおっても働けるようにしていけ

ば、両方からそういう労働者が少なくなる問題はむしろ解消されるんじゃないかという、そういう提起もされておったんですけどね。

それはやはり年齢による差別、年とったらもう極端に、安かったら使ってやるというような方向では、せっかくの積み上げた経験の労働力を無にするわけですから。私もパソコンをやり出して、古いのを買いましたから、ちょこちょこ修理に行くんですが、直す方は案外年とった方で、一線で修理ができる方がその修理を目の前でしてくれるということで、結構やはりいろんな働くパターンがありますから、単なる年齢だけで切るというのは社会的にも損失ですから、ぜひ行政が、時代は変わっているあるという受け身の姿勢ではなしに、泉南市がやはり経験を、年をとった方もそれなりに働く場を持てば、行政サービスもむしろ高まるということもあるわけですから、ぜひそういうことは行政の中でもやってもらいたい。

私は、前も一回提起したことがあると思うんですが、年とった方が受付におると案外年とった人は相談しやすいんじゃないかと。若い人は若い人の感覚でパンパン言うから、言葉も速いし、年寄りにはなかなか聞き取れないところもあるんですね。やっぱり自分の身になって人と対応しますから、若い人は年寄りの経験がないわけですから。

そういう点では高齢化社会、介護保険とかいろんな高齢者施策というのが重要な行政の施策になるときに、やはりそれを担う側、提供する側も同じ年齢であるということは、当然合理的でありますから、今までと社会のあり方が変わったということで、もう少しやはり弾力的にこういう年齢によって差別をしてはいかんといい情報、私はアメリカだけと思ったら欧州もということですから、世界的な流れですね。そういう点では、やはり積極的に市の行政に取り入れていただきたいと思います。

それから、関空の問題で、私はやっぱりおかしいなと思うのは、この裁判の中でも、埋立免許を出したのは大阪府知事なんですね。それは、やっぱり重要な問題として陸上は飛ばないと。言い方は努めてということはあるけど、実際機能するのは陸上は飛ばないんだという中で、あれだけ反

対運動があった中で、関空がつくられた大きな要因というのはそれなんですね。いろいろ難しいことはいっぱいあるでしょうけども。

それが、この埋立免許というのは、完成した後は全く法的には波及できないという、こういう問題があるんですよ。これが裁判の中では1つネックになったんですね、埋め立て終わるとるやないかと。しかし、この事実は、完成する前から海上だけでは満杯だという議論が出たんですよ。そのときから議会でも反対決議を上げましたよ。

実際は、陸上を飛ばようになったのは開港後ですから、埋め立ての完成が終わってからですからね、それは埋め立ての免許に違反するということは主張できないと、こういう議論があったんです、裁判の中でね、市長。

これは、私は至って質の悪いやり方だと思うんですね。事実は埋め立て完成が終わるまでにわかっておったのに、法律はよく知ってますからね、官僚さんは。だからこれは今やったら埋め立ての——僕らはもちろん陸上飛行に反対ですけども、陸上を飛んでもいいと、ある意味で。手続をちゃんとするべきやないかと。それを議会在うんと言った、市長がうんと言った、これは法的じゃない、政治的にうんと言ったんですからね。やはり法的に埋立申請をやって、説明会も住民にして、そして議会の同意も法的に埋免の同意をしたわけですね。そういう手続を少なくとも基本原則が変わったんだからすべきではないかという至って穏健な訴えをしたんですよ。やっぱり議論にならんといいないですからね。しかし、それもやはり完成後に変更したんだから、それは住民に訴える権限がないと。飛行コースはどこを飛ばうと運輸大臣の専権だからと、こういうことなんですよ。

これは、住民の思い、一般の市民の思いとはかなりかけ離れた論理ですよ。僕らは、この裁判というのは、これだけ天下に向かって大きなうそをついた、陸上を飛ばないというのに飛んだんだから、こんな大きなうそがまかり通ったら困るやないかということで、司法を裁くんだと、大胆にそういう思いでやったんですよ。このことを司法がどういうふうに判断するのかといたら、中に入れて門前払いにしたというのがこの裁判の判決

なんですね。

私はこの裁判の中でも、約束を守るというのはこの社会の基本ですからね、憲法的な理念だから、最高裁向きやなと思うから、最高裁に上告するかどうかは、まだ14日まで控訴期限がありますからね。これは法律云々の問題じゃなしに、憲法に照らしてやっぱりおかしいと。埋立免許の法律そのものをないがしろにするんだと、このことを許したらね。

それはそうでしょう。いいかげんに埋立免許を出しといて、終わったら、完成したらそれはどうもできないんだから、完成してから変えられるんだったら、初めいいかげんなことを言うたってもいいわけでしょう。そういうことを許したらいかんのじゃないかという思いで裁判をしたんでね、裁判の単なる勝つとか負けるという問題じゃなしに、こういう矛盾があるよということを社会に、天下に知らせて、少しでもこれからの社会に、やはりうそをつかない社会をつくるために裁判をやったというのが僕の気持ちなんで、それはちょっと中身を言っておきます。あとは裁判の中ですからね。

それから、住宅問題の中で、私はるる政治的な決断をしないと、耐用年数も過ぎている問題もありますし、やはり裁判となれば行政があきらめない限り、住民があきらめるのは別としても、最高裁まで行くとすれば、それははるかに常識を超えて解決がおくれるわけですから、これはやはり政治家として市長も4年という期限を切って選挙に出てそこにお座りですから、そういうことで一定の結論を出す責任もありますね。

それから、もう1つは、20年近い払い下げをしますということでやってきた行政、これはお認めになっとるわけですから、この理由は泉南市の気持ちはどうであっても、もし払い下げをしますといっても、国が認めないからという、簡単に言えばそういう1つの判断ですね、あの建てかえをするという判断は。

そうなれば、やはり国の方に、行政が1つの人格として市民に約束したことだから、通達なりいろんなことがあるでしょうけども、ちゃんと説明をして、この問題を政治的にも、政治的というのは市民が生活しとるレベルの感覚だと思うんです

が、そういう意味に立ってやはりこの問題を解決したいということ言うていけば、さっき私は小淵総理の直接のメールの話を書いたけども、わからないことはないと思うんですね、人間ですから。そういうことを私はやる必要が一方であるんじゃないかなと。

そのようなことで、市長に再度、市長が建てかえをすると決断して今日まである期間をひとつ考えて、裁判とかいろんな問題もあったでしょうけども、解決することができる能力を持つとるのは市長しかないわけですから、住民にもないですしね。そういう点で、市長に再度この問題について全体状況を踏まえて今どうお考えか。できれば、決断した判断を撤回をしていただくことがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか、市長。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この問題につきましても、私も建てかえをお願いしてきたわけでございます。入居者の皆さんは払い下げということであったわけでございますが、その間の双方理解、最終合意に至らなかったということで、訴訟の提起をされているわけでございますから、現在はその訴訟で、先ほども事業部長が答弁いたしましたように、一応訴えられてる側でございますから、我々の立場をきちっと申し上げて、その結論を得るようにいたしたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、今、例に私言いましたが、裁判をずっと続けるとなると、このままずっと放置していることについては、市長はどういうふうに考えるんですか。放置されるでしょう、現実には。このことは市長、どう考えるんですか。耐用年数を過ぎとるのはもちろん過ぎてますね。

こういう問題になったら直したくても直せませんわね。この問題が出るまでは、自分で直してくださいと、家賃を上げませんよと、こうやってきた行政の期間があるんですよ。今はもうそれはできませんわね。何かやったらちょっとまた言うてくるでしょうから、なかなか直すこともできない。市長もやっぱり係争中ですから、そんな全面的に

直しに入れない。基本的には建てかえですからね。

このままいったことの責任は、泉南市の市長はそういうことでの責任者ですね。どういうようにこの市営住宅については、市長自身の責任としてはどう考えるんですか、これ。裁判にしとるからそれでいいと思っとるんですか。それで済むんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは当然、維持管理という役割があるわけですから、それは入居者の皆さんからいろんな御指摘なりあったら、修繕なり対応をいたしております。昨年来からも屋根の件がございましたけれども、こういうものを含めて投資をいたしております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 維持管理で対応できるのは、それは数年でしょう。裁判というのは数年で終わりません。それは、当然構造物そのものに耐用年数があるわけですから、何かあったらそれは市の責任になりますよ。市長もずっと永久に市長をやられるわけじゃないわけですからね。行政として今までの経過も冷静に踏まえて対処する責任は絶対問われますよ、何かあったら。あったら、その被害を受けるのは入居者ですからね。あってから考えるというのはよく日本の政治の中にあるけども、ある前にこういうことは十分指摘されとるわけですから、それは市長、本当にこの問題はちゃんとやらないと大変ですよ。問題が明らかになっとるわけですからね。

今までずっとこの問題については本当に、結果的にはいろんな誠意のある対応をしてきてません。例の文書の問題にしても、都合の悪いところは切って出したことが一遍あるでしょう。それは知ってるでしょう。知らない。これは切って、おわびをしてるんです、変造文書とよう言われておりますけども。

だから、この文書の問題ですよ、市長。こちらはこの同じものがタイプで打ったのが住民に一遍渡されたんです。これが後で出てきとるんですね。二重地番の問題にしてもちゃんと整理できとるのに、議会ではずっとまだですと言ってきた。今度の測量図面にしても、やいやい議論をして、ない

ないと言って、きょう初めて——24日ですから、こういう図面かて、ないと言った図面ですよ、これ。こうやってちゃんと出てきとるんですよ。だからこれは否定はせえへんと思いますよ。その当時払い下げると言っとるわけですから、こういうことをやるのは当然ですよ。一日も早くこういうものをつくって払い下げできるように。

稲留氏の時代に測量の契約をちゃんとして、稲留市政のときの契約書、指示書があるわけですからね、判を押したのが。そうやって図面ができると。それが平島さんにかわって、当時あなたは浅羽さんのときから市にいらっしゃるわけですから、十分経緯を知っておって、私が今一番いまだにわからないのは、建てかえのマスタープランをつくるときに、国にこの問題は払い下げのこういう経過があるから、その話をまずやらないと基本的にはできないよということを言えば、きょうまでこんな問題にならないんですよ。

だから、そういうことを考えたらね、そら法的にどうなるかわかりません。法律はなかなか難しいところがありますから。そやけど、実際問題として、それは建てかえするなんていうことは、市長かてしないとるのと同じですよ。住民が納得しない限りしないとるんですからね。そしたらこの問題の解決というのはなかなか見えないんですわ。

だから、住民が何も主張をあきらめて、市に100%不信感を持って立ち去れば、それでも解決するとは思えませんがね。そういうことが起こらない限り私は解決しないと思うんですけどね、市長。そういうことを市長、もうちょっと冷静に考えて、やはり市長として今解決できる力を持っていらっしゃるわけやからね。大阪府の何か3分の2条項も破って特別なことも建設省まで行って、そういう約束も閑空に絡んでしたわけでしょう。ある意味で市長というのは直接主権者に選ばれとるわけですから、市民があなたをノーと言わない限りはだれにも遠慮する必要ないわけですからね。そういう点ではこの懸案の問題を解決してほしい。

この問題が市の大きなとげ、問題であることは市長、認めますか。軽い問題ですか、これ。市民の立場に立っても、あなたにとっても、解決する

ということにとっても、大変な大きな問題であるという認識はしていらっしゃいますか。そこだけちょっと答えてください。どの程度考えてるんですか、この問題。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、一番最初に、市の職員がいわゆる虚偽のことをしたという大変失礼なお言葉がございました。私といたしましては、それに反論いたしたいというふうに思います。

まず、証拠資料と出しております乙12号証の、先ほど議員がお示しになった書類でございますけれども、それにつきましては、当初表になった部分、これの控えがございました。だから、お示しをしたわけございまして、意図的に文書の部分を切って出したということはございません。

〔小山広明君「それなら何でこっちの方を住民に出さないのよ。これは住民が見たら明らかに住民に有利な資料ですよ。何でそれ隠したのよ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 手を挙げてから質問してください。答弁が終わってから質問してください。

事業部長（山内 洋君） 事実と違いますから、お答えをさせていただいておるわけでございます。

それと、なるほど測量の図面、これを探し出すのは遅うございましたが、これは意図的に我々が隠したものではございません。

それと、先ほどから議員おっしゃられているように、市が払い下げの決定をしておると、20年間しておるということございしますが、それについては裁判でも核心に触れる部分ございまして、松原議員の御質問にもございましたが、市長との約束、これについては我々は知りませんとお答えをさせていただいておるわけでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そしたら、あなたはこの左の文書の方は住民に示さなかったことは認めるね。ここからいきましょうか。じゃこれ、どうですか。こっちは見せなかったでしょう。これをタイプで打ったものを出したでしょう。それだけ答えてください。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 見せなかったというこ

とはございません。意図的という意味にとれるわけでございますので。（小山広明君「いや、見せなかったことは事実です。意図的は別に言うてない。見せなかったやろ」と呼ぶ）見せませんでした。

議長（嶋本五男君） 小山君。傍聴席は静かにしてください。

2番（小山広明君） 皆さん、これは原図の写しなんですね。住民に出したのは、こちらだけを出しとるんです。こちらをタイプを打ったのをここに張りつけてB4で出しとるんですよ。いや、意図的かどうかを私聞いとるんじゃないですよ。

しかし、こちらは私が本会議でも何回も言いましたように、このたび泉南市から昭和28年、昭和33年度建設の氏の松住宅ほか12団地195戸の譲渡処分についての協議があり、その譲渡理由として、建築後15年前後を経過しているため老朽化が著しく、維持管理が困難であり、入居時に譲渡の確約をしているため再三払い下げの陳情を受けていると書いてある文書なんですよ。だから、これは事実が書いてあるんです、それまでの経過が。

これを住民に示すときには、ここだけを出してないのは、意図的かどうかはそらわからんですよ。このことを示さなかったのは事実じゃないですか。それも、すんなりこっちは出てきたんじゃないですよ。ちょっとしたイレギュラーで出たんですよ。正式に出たんじゃないですよ。だから、そういうようなことは住民に不信感を抱かすんじゃないかと。

この中でも、これ公文書かどうかという議論があったのを知っとるでしょう。公文書ではありません。裁判ではこれを唯一のあなた方の証拠として出してらっしゃるね。それは本会議場で公文書でないと言い切とるんだから、その証拠能力がどれだけのものかというのはすぐわかると思いますけど、だからそういうようにやはり誠意ある対応ではない。

あなたは怒ってあそこで答弁してるけど、それは撤回してもらわないかんですよ。私は意図的とか何か言うたんじゃないですからね。この文書を出さなかったでしょうと言とるんですよ。ここ

にタイプ打ちのこんなものはなかったわけですから、当初から。これを変造という、住民はね。そらそうや、新しくつくったんですわ。原本をコピーして出すのが普通でしょう。それをないのをここに、これと同じ内容をタイプで打って張りつけとるのを、あたかもそれが原図を写したものであるように出したのは事実じゃないですか。意図的かどうかは知りませんよ。それは普通常識的にいうたらやっぱりおかしいですよ。

そういうことで数々、あなたは行政が本会議の答弁の中でも、稲留さん時代は払い下げを前提に進んできたことは認めますというのは本会議答弁であるですよ。それを今あなたは知りませんと言うんですか。稲留氏自身は、ここで自分でもちゃんと本会議場で言っとるんですよ、予算書も上がっとるんですよ、議決もしとるんですよ。新聞記事も財政難だからこれを売りたいと。市長は最近新聞記事をよく言われるけども、新聞記事もこれが朝日新聞に出て全国から驚きの声が上がって問い合わせがあったんです。財政難を理由に市営住宅が払い下げれるかということに対して、浅羽さんは新聞コメントの中で「国の了解がいただけた」と、こう言っとるんですよ、その当時はね。

今は違いますよ、その当時は払い下げを前提に市政が動いておったのは事実で、でなかったら今日の状態はないですよ。だから今日まで建てかえをしたいということで、なかなか解決できないのはそこじゃないですか。だから、市長の言葉にも住民の合意がなければしませんというのは当たり前のことじゃないですか。そういう経過があるのに住民が納得することないでしょう。住民が納得するような根拠をやっぱり言ってください、それやったら。

市長、ほんとにこれは、僕は市長がこれを重要な問題と考えてるかどうか聞きたいというのは、やっぱり市政方針、今後泉南市が将来のことも踏まえて市政方針の中に一言もこれに触れられてないですね。これは市長、住宅を払い下げてあげる方の課題もありますけども、市長はその理由としているのが、新しい住宅を市民が待ってるから建てたいというのもあるんですよ、1つ。それに触れたときに、この問題をどう解決するかというこ

とを示さなかったら、市政運営方針にならないんじゃないですか。じゃ、その言いわけのために市民をだしに使っとるんですか。いつまでにあなたは市民が待っている市営住宅を建てるんですか。そっちから答えてくださいよ。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の公約は、市営住宅を建てるということは申しておりませんで、公営住宅をふやすということを申し上げております。過去においても、高齢者向け住宅も含めて建てましたし、それから緑住区画整理事業で大阪府の特質の住宅も導入をしていただきまして、かなりふやしました。今度、りんくうタウンで大阪府営住宅、高齢者向け住宅もふやしていただきますが、そういう形で一步一步前進をしているところでございます。

また、中高層の市営住宅については、居住環境の改善という形での一部屋増築もやりましたし、それから12年度では、今回阪神・淡路がありましたから、耐震診断をしないとそれに至らないということでございますので、2棟分耐震診断の予算も計上いたしておりますので、そういう意味では着実に進めているつもりでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長、建てかえをするという理由の中で言ったんですよ。市営住宅3住宅を建てかえしたい。それは、市民に低価な市営住宅を供給したいんだ。公営住宅はむやみに払い下げるものじゃないんだ、建てかえていくんだと。それは市民が待ってなかったら別に建てる必要ないわけですからね。そういう位置づけで建てかえするという決断をされたんですよ。

しかし、同じ泉南市の行政が、ある時代20年近くは、発端は財政難からそういう市営住宅を売却するという方針を浅羽さんが立てて、上林さん時代からの過去からのそういう約束もあったんでしょけども、そういうことも踏まえて浅羽さんが、大変な財政状態だったのでそういうものを売って、そして13団地を払い下げたいということで、さっき示したような、これはもう測量図面もちゃんと、議案提案の前の日付ですよ、大体ね。ちゃんとかういうものをつくって払い下げのため

の準備をして進めてきたんですよ。

そういう同じ行政が、行政はずっと同じですから、あるとき変わったらそれはもう払い下げしないんだと、そんなことが許されたら、市民は何を信用したらいいんですか。議会にわざわざ議案として上げるということは、こういう手続をすることはわかるでしょう、市長かて。やるかやらんかわからんのに議会に上げるということはありませんよ、普通は。ちゃんと国の内諾も受けて出すはずですよ。そして、やってこられた。

それが、市長がかわって、国の通達も変わったということはもちろんわかりますよ。しかし、それは早くやるとれば通達前に行為ができたんだけど、二重地番とか旧名義があってできないということは本会議の議論の中でも明らかですから、住民に何の瑕疵もない。責任を負うべきものは市の行政ですね、こうなってきたら。国からも怒られるでしょう、そらある意味でね。

そういう点で、この問題の解決は理屈を並べとるだけじゃなかなか解決しないですよ、市長。それが私は地方分権、行政手腕ということだろうと思いますよ。やっぱり理屈並べて神学論争やってしゃあないわけですからね。現に入ってる入居者が安心して泉南に住んでよかったなというようにするのがあなたの仕事じゃないですか。我々の考え方はいろいろあるとしてもね。この問題については、建てかえするべきやないかという声が公にこの議会で議論されたことは余りないですよ、市長。これだけこの問題を長く議論しとるようなものはないですよ。市政方針にも書いてないしね。重要であればこの問題についての市長の考え方をもうちょっときちっと示すべきだと思うんですよ。

その点で市長のこの問題に対する認識、いろんなことがあるでしょうけども、入居者が現に毎日生活していることについて、市長はどこまで肌でその思いを感じて市政運営をやってるかということですか。その点でどうなんですか、市長、この解決について、裁判も含めていつまでにこれを解決したいと思っとるんですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 建てかえについてこの議会で議論されたことは余りないとおっしゃいますが、

議事録、過去のを見ていただいたらわかりますように、建てかえの方針でずっと来ております。少なくとも前市長時代から含めてそういう形で各委員会あるいは予算、決算等でもそういう答弁をいたしております。

ですから、それは当然、それ以前のことは別にしまして、少なくともその時期からそういう形で建てかえを前提に御答弁をし、お話ししてきたということでございますから、それは議事録を見ていただいたらわかるわけですから、ぜひ……（小山広明君「具体的にどこに何がありますか」と呼ぶ）本会議でもありますし、それから……（小山広明君「マスタープランのことを言うとするんでしょう」と呼ぶ）いえ、違いますよ。議会の議事録にも当然残っておりますし、それから予算委員会でしたか、そういう中でも記録としては残っております。それはもうごらんいただいているはずなんですけどもね。そういうことでございます。

それから、この解決ということでございますが、先ほども言いましたように、今訴訟の提起がされてるわけですから、やはりこれが一定着を見ないとなかなか前へ行かないのではないかというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 僕は知らないです、それはね。マスタープランの、僕もこれ賛成した人間なんですよ、建てかえにね。何でかといったら、そういう情報が全くないからね。それは調べればわかるという問題はありますけども、私はこういう重要な提案については、過去にこういうことがあって、もしやるとしたらこういうネックになりますよということをちゃんとやっぱり示すべきじゃないかという議論もしたことがありますけどもね。我々かて神様じゃないわけですから、全部知れる位置にないけども、議案説明の中ではその問題の重要な経過については説明するべきだと、こういうことは議論したことがあります。

その後、この本会議場でこういう問題が起こってから、やはりそれは通達を守って建てかえるべきだという議論が正面切ってあった記憶はないので、市長があると言い切るんですから、後日でもいいですからちゃんと示してください。どこに、

だれが言ったかということもね。

マスタープランは、私は正直に自己批判します。ほんとに建てかえて多く住宅が建ったらいいと思って賛成しました。しかし、その後事情を聞いてみれば、それはそういうことができない過去を持ってるということがわかって、こういう議論を展開しとるわけですからね。ちゃんとやはり説明責任ということにもかかわるんで、どこにどう書いてある——ないと思いますよ、熱心にはね。どこであったのか僕は知りませんが、僕の記憶にないわけですから。

そういうことで、この問題については本当に実のある解決をしてもらいたいと思いますし、部長は勝つために頑張るんだと言っとるから、あなたは裁判の一定の方向が出るということをおられますけど、裁判というのは市民と行政との裁判の場合には、単に行政が勝つということではなしに、本当に行政はやはり不利なこと有利なことも含めて示して、その結果がたとえ行政が負けでも、それはやっぱり1つの真理、1つの事実について結果を出すのがいいので、単に個人と個人の利害関係があって裁判する問題とは違う。この費用は全部税金で出すわけですからね。あなたが出してるわけじゃないんですから。そういう点では、資料の出し方についても、行政が不利と思うものでも出さないといかん性格を行政と市民との間の裁判では持つてるということを、僕の考えを申し上げておきます。

それから、何分までありましたかな。

議長（嶋本五男君） 48分。

2番（小山広明君） 先ほどごみの問題で、一定の標準的なごみ袋を配って、それが例えば10配ったとしましょうか、年間ね。それが7で終われば3袋を1袋500円なり1,000円で買ってあげれば、市民もちゃんとそのことはよくわかりますし、そういうようなことを提起してあるんですが、そういうようなことは検討した結果、何かネックがあって実行しないのか、全く聞く耳を持ってないのか、その辺をちょっとお答えをください。

それから、財政再建の方では、私は具体的に言ったんですが、補助金なり助成金なり、いろいろその事業を助成せないかなということを出す

思うんですが、永久に助成するというようなものは1つもないと思うんですね。その事業目的があるから、やるときにその事業が自立するための達成期間を設定して、この事業は何年までにあなたの方の目的を達成してくださいよということをしきりと示せば、受ける側もそのつもりで自立のための努力をするけども、永久に出るといような補助金になってくると、もらわな損やというようない意識になる、人間やからね。だから切られたら困るやないかということになるので、ちゃんとその補助金名目というんか、内容をきちと理解する意味でもそういう補助金助成の仕方をするべきじゃないかと、そういうように私は思うのです。

先ほど私が例に出したように、75歳以上の方に老齢祝い金という形で出しておいた施策を、今回打ち切りますね。70歳のときだけ7,000円、77歳のときだけ1万円、88歳のときだけ1万2,000円、99歳のときだけ1万8,000円出すというように聞いておるんですね。

これはていどいいそういう制度の廃止だと思うんですが、こういうときにもちゃんと関係者に内容を説明することが、私は財政問題を市民が理解するチャンスだと思うんですよ。自分に出されとるものが切られるわけですから。そのときに市の財政問題をちゃんと説明を受ければ、ほんまの自分の問題として、市の財政と直結した認識が深まると思うんで、私はそういうやはり説明責任ということが、これは今出している施策について切るときの問題を言っとるんですが、出すときもちゃんとそういうことをすべきじゃないかということをも具体的に提案しとるんですから。

ことは予算が出ておりますから、来年度ぐらいいからは一遍出した補助金のあれはゼロから、これは何のためか、何の目的かということをして、期限も切って、切れないものの中にはあるでしょう。そういうような手法を私は提案しとるわけですから、それは担当課長なり部長というよりも、市長、そういうような財政運営をすべきだということをお私に提起しとるんで、これは市長、政治家としてちゃんと答えてくださいよ。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員のごみの

減量化についての再度の質問でございますが、先ほど御答弁申し上げましたが、現在大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議におきまして、各都市同じ悩みでございますので、調査検討を行っておるところでございます。

今後につきましても、環境への負荷とならない広域的なごみの減量化を進めるとともに、本日小山議員から御提案がございました還元策につきましても、この会議で提案し、検討してまいりたいと考えてございます。

なお、私ども泉南市の現状といたしましては、他市と若干違いまして、収集部門が阪南市、泉南市が直営で行っております。それと、焼却部門につきましては一部事務組合で行っておるという現状でございますので、2市並びに組合の三者におきまして、どのような方策が一番市民に喜ばれるのか、それら等についても十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほど補助金のあり方、ひいては厳しい財政運営の中での補助金のあり方をいろいろと御意見を承っておるところでございます。

確かに議員おっしゃるとおり、補助金というのは1年で終わる補助金もありますし、未来永劫というのはございませんが、比較的長く続く補助金というのもあるかというふうに思います。それは、おっしゃるとおり千差万別でございますが、議員のお示しのように、当初から例えば達成期間を5年やとか3年やとかいうふうに決めづらい部分が多いというのが事実でございます。

ただ、我々今日の財政状況を踏まえると、平成10年度から一律に10%ほど補助金をカットさせていただきました。そのやり方のよしあしというのは当然あるかと思えます。理想的には議員のおっしゃるようなお話かもしれませんが、現実に今行政、市役所だけでできない仕事、一定の公的な目的を持った仕事を各種団体の方がやっていただいておりますので、それに対して1つ1つを本来でしたら吟味をしてということでしょうが、なかなか難しいということで、緊急避難的には1

0%カットするということで、ある意味では団体の方に御迷惑をおかけをしておるという部分もございます。

今後は、補助金等については当然毎年財政査定の中で見直すわけでございますけれども、ある意味ではその団体の収支決算の状況も含めた、もうちょっと立ち上がった形でのあり方について議論をしていく必要があるかと思えます。ただ、繰り返しますが、何年ということでは一律にやれるものではないというふうに思っております。

それと、例を出されておりましたが、敬老祝い金の一定の見直し等につきましても、これはある意味でいつの時点でどうするというタイミングをはかるのは非常に難しいことです。こういういわば個人給付的などいいますか、ほかにも見舞金等々ございますけれども、こういったものを今の時代、特に高齢化が進む中で、介護保険を初めとしたほかの在宅あるいは施設のサービス、ここに重点的に資源を回すという状況の中で、今のこういう敬老祝い金のあり方がいいのかどうかと、これは1つは中で議論をして、今年度予算として上げさせていただいておりますが、ほかにも当然あるかというふうに思いますので、ただこれは来年やれば正しいというものはございませんけれども、そういう中で十分行政として議論しながら進めていきたいというふうに思っております。

それと、もう1つ、説明責任ということでございますけれども、個々の事業というのは、これは行政の判断でやらさせていただきたいと。ただ、そこに至った財政的な状況、これについては市民の方にも十分御理解いただけるよう、我々としては広報等を通じて努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。あと1分少々でございますので、まとめてください。

2番（小山広明君） ちょっと助役の説明が長かったので、心配しておったんですけどね。

言いたいことがちょっと伝わってない、ずれる感じがするんですが、初めて補助金を受けるときには、向こうからお願いしてくるわけですから、じゃどういう目的かとか、どれぐらいで達成する

かにはできるわけですからね。今まで続いとるのを言うのはなかなか難しい。そういうことを初めからしてないわけですから。

そういう点で、今後基本的には補助金申請があった場合には、ちゃんと目的を聞いて、達成すれば切るということを受けるときに言っておけばトラブルが起きないということもありますし、当然行政が判断するんでしょうけども、その前にはちゃんと説明責任をしないと、いきなり抜き打ち的にやられたと、感情だけが残るということで、これは今までの行政は決して説明責任が十分でない。

住宅問題を引き合いに出すわけじゃないんですけども、いろいろトラブってくる問題は事前にちゃんとした説明がないということだろうと思いますし、白谷さんの問題、僕は推進協に相談するという問題を言っとるんじゃないんですから、阪南市の問題は、阪南市とばらばらにやってる部分はありますよ。僕知ってますよ。阪南市だけ違う方法をやっとることありますよ。しかし、いいことは先にやらないと、それはだれも否定せんことですから、すぐ年度途中でもいいから、やっぱり標準的なごみの袋を配って、努力をしたところにはそういう還元するようなことを、ぜひ実効ある施策をやっていたきたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 以上で小山議員の質問を結びたいします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明8日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明8日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時47分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠